

# **常滑市ごみ処理基本計画（変更計画）**

**2023（令和5）年度→2026（令和8）年度**

**2023（令和5）年3月**

**常 滑 市**

# 目次

## 第1章 総論

第1節 計画の目的	…1
第2節 計画の期間	…1
第3節 計画の位置付け	…2
第4節 SDGsとの関連について	…3
第5節 計画の範囲	…3
第6節 上位計画	…4

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 市の概要	…5
第2節 ごみ処理行政の沿革	…7
第3節 分別区分と排出量	…10
第4節 ごみ処理体制	…17
第5節 ごみ処理状況の評価と課題	…22

## 第3章 基本方針

第1節 基本理念	…33
第2節 基本方針	…33
第3節 ごみ処理の目標	…34

## 第4章 基本理念の実現に向けた基本施策

第1節 施策の体系とごみ処理施策	…36
------------------	-----

## 第5章 進行管理

第1節 進行管理	…39
----------	-----

## 資料編

常滑市ごみ処理基本計画の見直し策定体制	…42
常滑市ごみ処理基本計画推進委員会設置要領	…43
常滑市ごみ処理基本計画推進委員会名簿	…45
審議過程	…45

# 第1章 総論

## 第1節 計画の目的

本市は、2017(平成 29)年3月に「常滑市ごみ処理基本計画(2017 年度～2026 年度)(以下「現行の計画」という。)」を策定し「次代につなぐ ごみ減量先進都市」を基本理念に、「4Rの推進」と「環境にやさしい適正処理の継続」の基本方針を掲げ様々な施策に取り組んでいるところです。

そうした中、2020(令和2)年度から新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)拡大の影響で市民の生活様式や事業者の事業活動も変わっており、家庭系・事業系のごみ量についても大きく変化しています。

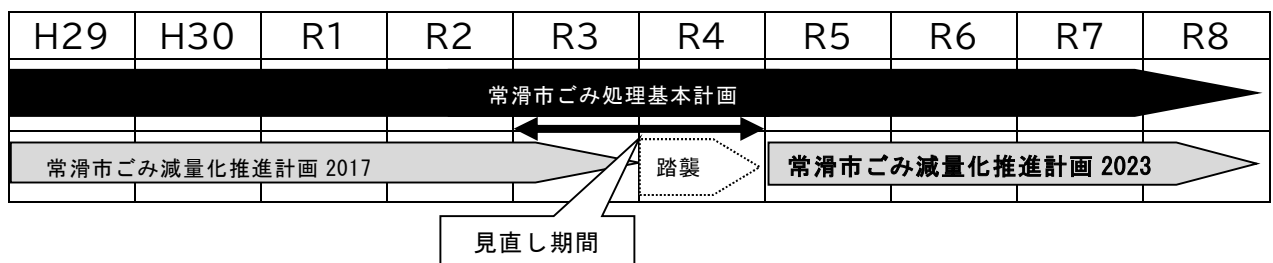
また、本市では、2021(令和3)年 7 月に「とこなめゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしており、ごみの減量化・再利用・再資源化により焼却処理時や製品等の製造時に係る温室効果ガス排出量の削減につなげることが重要となります。

今後、持続可能な社会に向けて次の世代により良い環境を残すため、より一層ごみを排出させない取組を実施するため、これまでの取組状況や実績、社会状況の変化を踏まえて、長期的なごみ処理に関する方向性を示すものとして中間見直しを行うものです。

## 第2節 計画の期間

当初、2021(令和3)年度中に現行の計画の中間見直しと行動計画の「次期常滑市ごみ減量化推進計画」の策定を行う予定でした。しかし、新型コロナの影響で家庭系・事業系のごみ量が大きく変化し、2021(令和3)年度中に 2026(令和8)年度までの目標値を設定することが難しいことや、新型コロナ拡大に伴う社会経済情勢の変化を見据えるため、2021・2022(令和3・4)年度の2年間で計画の見直しを行いました。計画期間は現行の計画と同じく 2026(令和8)年度を目標年度とします。

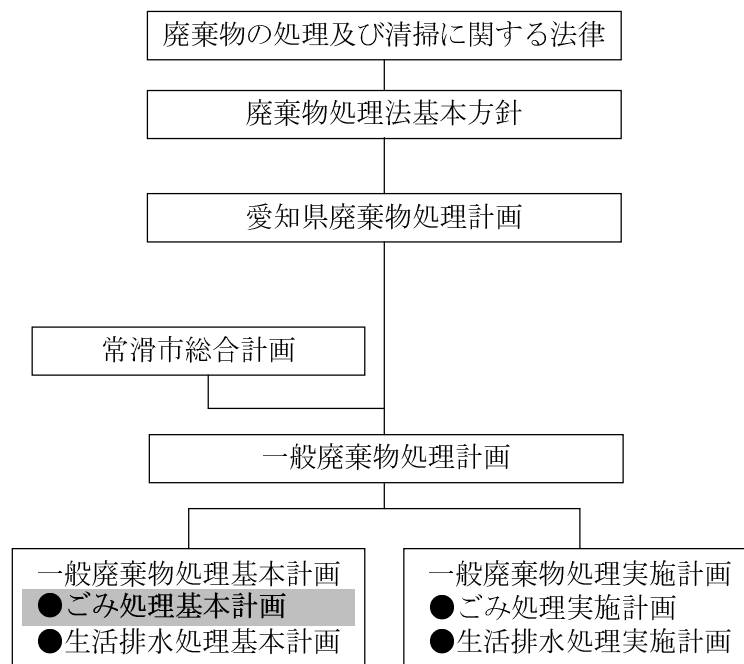
【計画期間のイメージ図】



### 第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、自治体が総合的、長期的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年9月 15 日付環廃対第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)に基づくものとします。



## 第4節 SDGsとの関連について

SDGsは、2015(平成 27)年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を 変革する持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として採択された、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」のことであります。

また、国の持続可能な開発目標推進本部が 2016(平成 28)年に決定した実施指針では、地方自治体においても積極的な取組を推進することが不可欠であるとされています。

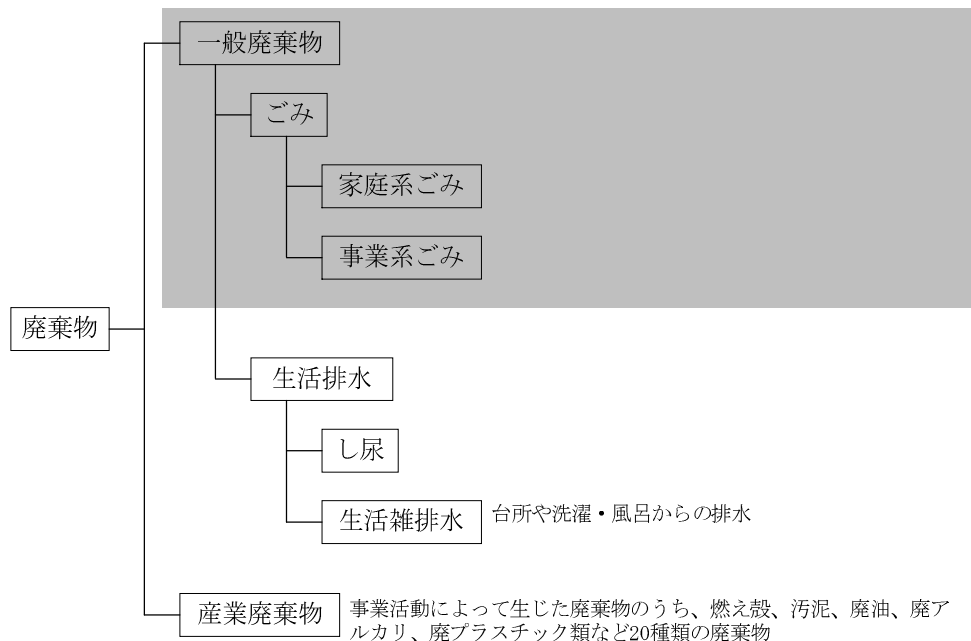
本計画においても「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現に向け、SDGs の考え方を踏まえ計画の見直しを行います。



## 第5節 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

また、計画の範囲は、市で発生する一般廃棄物の分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までとし、対象となる廃棄物は、一般廃棄物のうち、「ごみ」とします。



注) 網掛け部分が、本計画の範囲

## 第6節 上位計画

計画書名	第6次常滑市総合計画
計画の期間	2022(令和4)年度 ~ 2028(令和10)年度
将来都市像	とことん住みたい 世界とつながる 魅力創造都市
基本理念	「安全」、「安心」、「成長」の3つの視点で進める「みんなでつくる」まちづくり
将来人口	2028(令和10)年度:60,000人
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもが健やかに育ち、輝けるまち</li> <li>2. 創造性や豊かな心を育むまち</li> <li>3. 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち</li> <li>4. 安全な暮らしを守るまち</li> <li>5. 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち</li> <li>6. 魅力にあふれ、人が集い、進化するまち</li> <li>7. みんなで創る、持続可能なまち</li> </ol>
ごみ関係	<p>施策 4-4 環境保全</p> <p>【施策の目的】</p> <p>○再生可能エネルギーの普及・啓発や環境監視による環境保全に努めます。</p> <p>○カーボンニュートラルの実現に向けた取組を着実に推進します。</p> <p>【取組の方針】</p> <p>(1)公害対策の推進</p> <p>(2)地球温暖化対策の推進</p> <p>施策 4-5 環境衛生</p> <p>【施策の目的】</p> <p>○限りある資源を有効活用して環境への負荷を軽減するため、市民の協力を得ながら、ごみの減量化や資源化に取り組みます。</p> <p>○快適な環境のもとで日常生活が送れるよう、市民と共に環境美化を進めます。</p> <p>【取組の方針】</p> <p>(1)ごみの排出抑制と資源化の推進</p> <p>(2)市民・団体と連携した環境美化の推進</p>

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 市の概要

本市の概要として、本市の位置、人口、産業などの状況を示します。

#### 1-1 位置

本市は、愛知県知多半島の西海岸に位置し、市域は東西約 6km、南北は約 15km の南北に細長い街で、総面積は 55.90km<sup>2</sup> となっています。北に知多市、東に阿久比町、半田市、武豊町、南に美浜町に隣接しています。



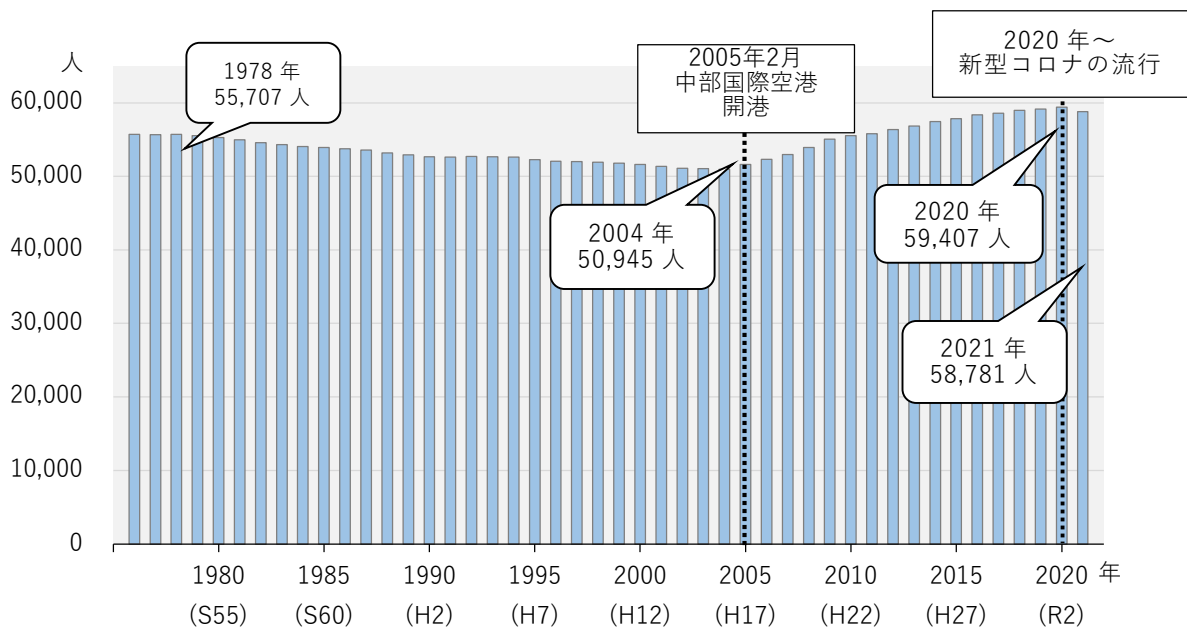
(出典:常滑市第6次総合計画)

#### 1-2 人口動態・分布

##### (1)人口及び世帯数

中部国際空港開港前の本市の人口は1978(昭和53)年の55,707人をピークに、国や県の人口が増加する中、減少が続き、2004(平成16)年には50,945人まで減少しました。

2005(平成17)年の空港開港後、空港関連従業員の転入により増加が続き、2020(令和2)年には過去最多の59,407人になりましたが、2021(令和3)年は新型コロナの影響により58,781人に減少しました。



## (2)年齢別人口

### ①年少人口(0～14 歳)

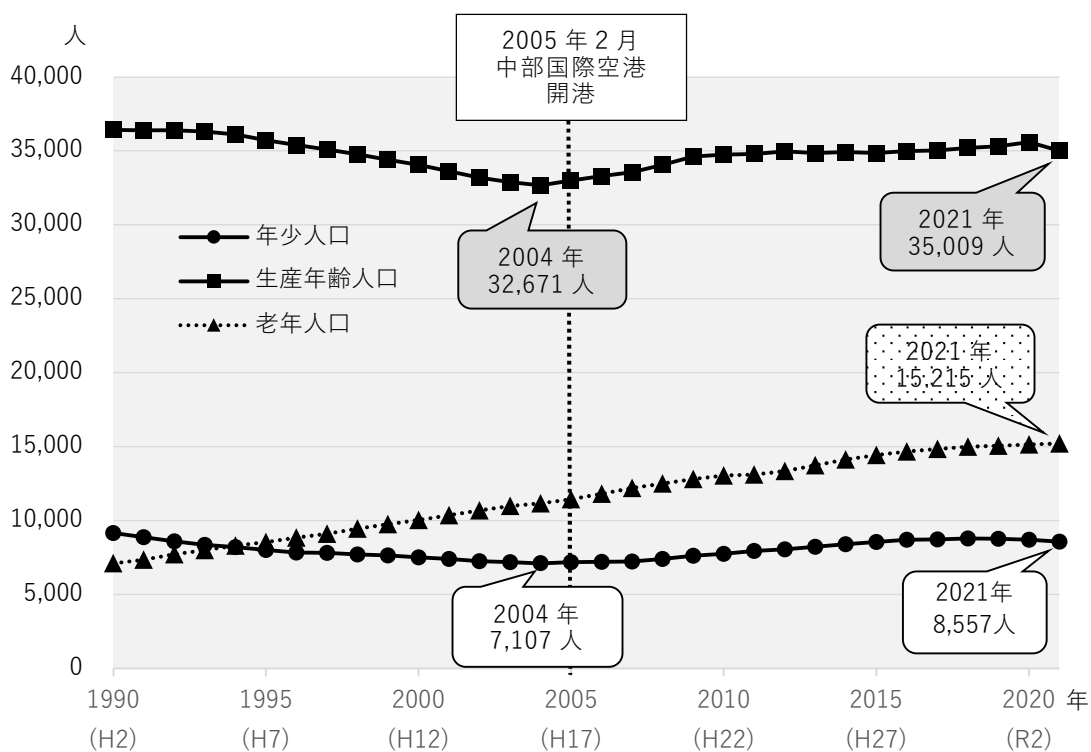
空港開港前は、減少傾向でしたが、空港開港後は、市内各地に開発された住宅地に、多くの子育て世代が流入したことで一時的に増加しました。しかしながら、近年は再び減少傾向となっています。

### ②生産年齢人口(15～64 歳)

1995(平成7)年以降は大きく減少しましたが、空港開港後は増加に転じ、2010(平成22)年に約35,000人まで回復しました。2016(平成28)年以降はさらに増加傾向でしたが、新型コロナの影響により2021(令和3)年は大きく減少しました。

### ③老年人口(65 歳以上)

一貫して増加傾向ですが、2017(平成29)年頃から増加ペースはやや鈍化しています。本市も、少子高齢化は顕著で1994(平成6)年には、老年人口が年少人口を上回りました。



(出典:各年3月時点・住民基本台帳より)



## 第2節 ごみ処理行政の沿革

1962(昭和 37)年度に常滑武豊衛生組合が発足し、2022(令和4)年度から知多南部広域環境センター(ゆめくりん)でごみの処理を行っています。ごみ処理行政の沿革は、表に示すとおりです。

<ごみ処理行政の沿革>

	内 容			
	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
昭和 37 年度				[9月]常滑武豊衛生組合発足
昭和 38 年度		[6月]ごみ処理場竣工(自然通風式及び強制通風式固定バッチ炉 30 t / 8 H × 1 基)		
昭和 43 年度		[11月]ごみ処理場増設工事竣工(5 t / 8 H × 2 基)		
昭和 48 年度		[3月]ごみ処理場竣工(全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H × 2 基)		
昭和 53 年度	[12月]ごみ収集用紙袋の斡旋事業を常滑市農協に委託			
昭和 59 年度			[4月]一般廃棄物最終処分場(樽水字蓮ヶ池地内)供用開始(埋立容量 70,000m <sup>3</sup> 埋立期間 5 年)	
昭和 63 年度		[3月]粗大ごみ処理施設竣工(回転式横型破砕機)		
平成元年度		[2月]ごみ処理施設竣工(全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H × 2 基)		
平成 2 年度			[3月]常滑市一般廃棄物最終処分場(樽水字奥平地内)竣工	[4月]ごみ処理場施設名称をクリーンセンター常武とする
平成 4 年度		[4月]可燃性粗大ごみ切断機稼動(切断式破砕機・ウイング刃付)		
平成 5 年度	[11月]ごみの分別収集大野地区でスタート			

	内 容			
	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
平成 6 年度	[8月]資源物ストックヤード(舗装工事)竣工			[4月]ごみ処理手数料の徴収施行(事業系一般廃棄物 60 円/10kg)
平成 7 年度	[3月]資源物ストックヤード(上屋・休憩室)竣工			
平成 8 年度				[1月]アルミスチール容器、無色茶色その他容器の保管施設として厚生省の指定を受ける(クリーンセンターストックヤード)
平成 10 年度	[10月]ごみの分別収集市内全地区で実施			
平成 11 年度	[10月]ペットボトル専用ストックヤード竣工 [11月]ペットボトルの分別収集市内全地区でスタート	[3月]クリーンセンター常武ダイオキシン類抑制恒久削減対策整備事業として高度排ガス処理施設及び灰固化施設竣工		
平成 12 年度	[10月]指定ごみ袋制(もえるごみ)市内全地区でスタート			
平成 14 年度				[4月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(事業系一般廃棄物 100 円/10kg)
平成 17 年度	[2月]プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集を市内全地区でスタート			[11月]常滑市公共施設養子縁組制度(アダプト・プログラム)スタート
平成 20 年度				[2月]市内 12 店舗でレジ袋有料化スタート
平成 22 年度				[4月]知多南部広域環境組合発足 [3月]常滑市ごみ減量化推進市民会議発足
平成 23 年度	[12月]資源回収ステーション開設(常滑市新開町 2 丁目地内)			[7月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(事業系一般廃棄物 130 円/10kg) [3月]常滑市ごみ減量化推進計画 2012 策定

	内 容			
	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
平成 23 年度	[12月]資源回収ステーション開設(常滑市新開町2丁目地内)			[7月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(事業系一般廃棄物 130 円/10kg) [3月]常滑市ごみ減量化推進計画 2012 策定
平成 24 年度				[10月]家庭系ごみ有料化スタート
平成 25 年度	[5月]資源回収ステーションで小型家電の回収を開始 [9月]資源回収ステーションで家庭用パソコンの回収を開始			
平成 26 年度	[12月]資源回収ステーション移設(常滑市新開町6丁目地内)、回収品目の追加			
平成 27 年度	[7月]7月から12月までの期間で、刈草・剪定枝の分別収集を市内全地区でスタート			[10月]家庭系一般廃棄物収集運搬許可業の開始
平成 28 年度	[7月]資源回収ステーションで木製粗大ごみの回収を開始			[3月]常滑市ごみ処理基本計画及び常滑市ごみ減量化推進計画 2017 策定 [4月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(事業系一般廃棄物 160 円/10kg) [12月]ごみ分別アプリさんあ〜る導入
平成 30 年度	[4月]資源回収ステーションで刈草・選定枝の回収を開始			[4月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(家庭系一般廃棄物 100 円/10kg)
令和 2 年度	[6月]刈草・剪定枝の分別回収を7月から12月までの期間を6月から11月に変更			[4月]分別収集地区報奨金を廃止。シルバー人材センターに資源物集積場の維持管理を委託
令和 3 年度				[4月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(事業系一般廃棄物 200 円/10kg)
令和 4 年度		[4月]知多南部広域環境センター(ゆめくりん) 供用開始		

## 第3節 分別区分と排出量

本市の分別区分、ごみ排出量について示します。

### 3-1 分別区分

分別区分は、表に示すとおりです。なお、刈草・剪定枝の分別収集を6月～11月に実施しています。

分別区分	ごみの内容（例）	
もえるごみ	生ごみ・貝がら、プラスチック製品、資源にならない紙類、革製品・ゴム製品、紙おむつ、ぬいぐるみ、座布団、ペット用のトイレ砂	
もえないごみ	スプレー缶、プラスチックと金属の複合品、缶類（飲料缶を除く）、金属類、ライター 〔コード・針金類〕針金、ハンガー（金属製）、コード 〔陶器・ガラス類〕コップ・ガラス類、食器、陶器類、電球、油のびん、薬品のびん（中身が液体、ゲル状のもの）	
資源物	アルミ缶	アルミ缶（飲料缶のみ）
	スチール缶	スチール缶（飲料缶のみ）
	茶色びん	茶色びん
	無色透明びん	無色透明びん
	その他びん	その他びん
	生きびん	生きびん
	新聞	新聞、折込みチラシ
	雑誌	雑誌、本、雑がみ
	ダンボール	ダンボール
	紙パック	紙パック（内側が白色のもの）
	布類	衣類、毛布
	ペットボトル	ペットボトル
	小型家電	小型家電リサイクル法対象品目
	プラスチック製容器包装	カップ・パック・トレイ類、ボトル類、ふた・キャップ類、ラップ・フィルム類、袋・ネット類、発泡スチロール
	その他紙類	紙製容器包装、金属のついた紙、ビニール・セロハンがついた紙、その他コーティングされた紙など
	刈草・剪定枝 〔6月～11月〕	刈草・剪定枝（資源回収ステーションでは常時回収）
	粗大ごみ（金属製・木製）	金属製粗大ごみ：自転車、金属製ラック、スプリングマットレスなど 木製粗大ごみ：ダンス、本棚、机など

### 3-2 ごみ排出量

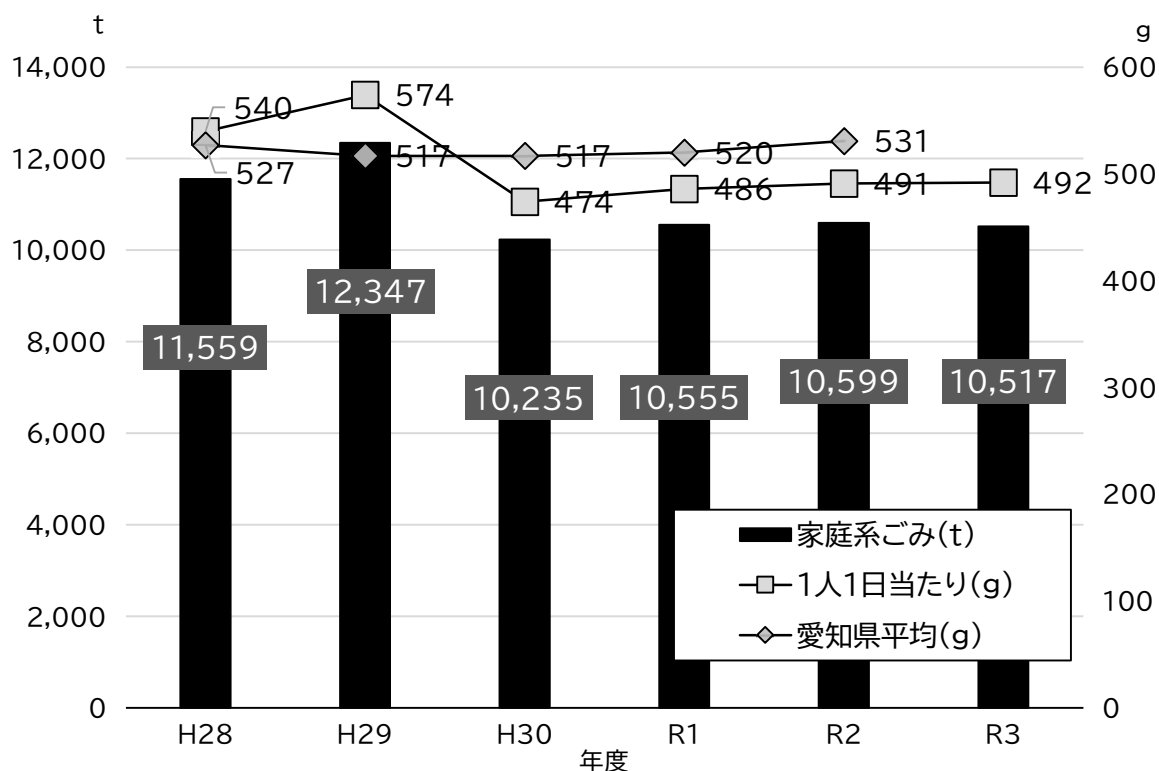
#### (1) 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみは、2016(平成 28)年度は1人1日当たりのごみ量は540g でしたが、2018(平成30)年度から資源回収ステーションで刈草・剪定枝の受入れ開始、紙類の資源化品目拡充、クリーンセンター常武の家庭系ごみ有料化により1人1日当たりのごみ量は474g と大きく減少しました。

しかし、令和2年度以降は新型コロナの影響でステイホーム期間など自宅で過ごす時間が増えたため、増加傾向にあり、2021(令和3)年度は492g でした。

< 家庭系ごみ排出量の推移 >

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ (資源ごみ除く)	11,559t	12,347t	10,235t	10,555t	10,599t	10,517t
1人1日当たり (資源ごみ除く)	540g	574g	474g	486g	491g	492g
愛知県平均	527g	517g	517g	520g	531g	—



## (2)資源物の回収状況

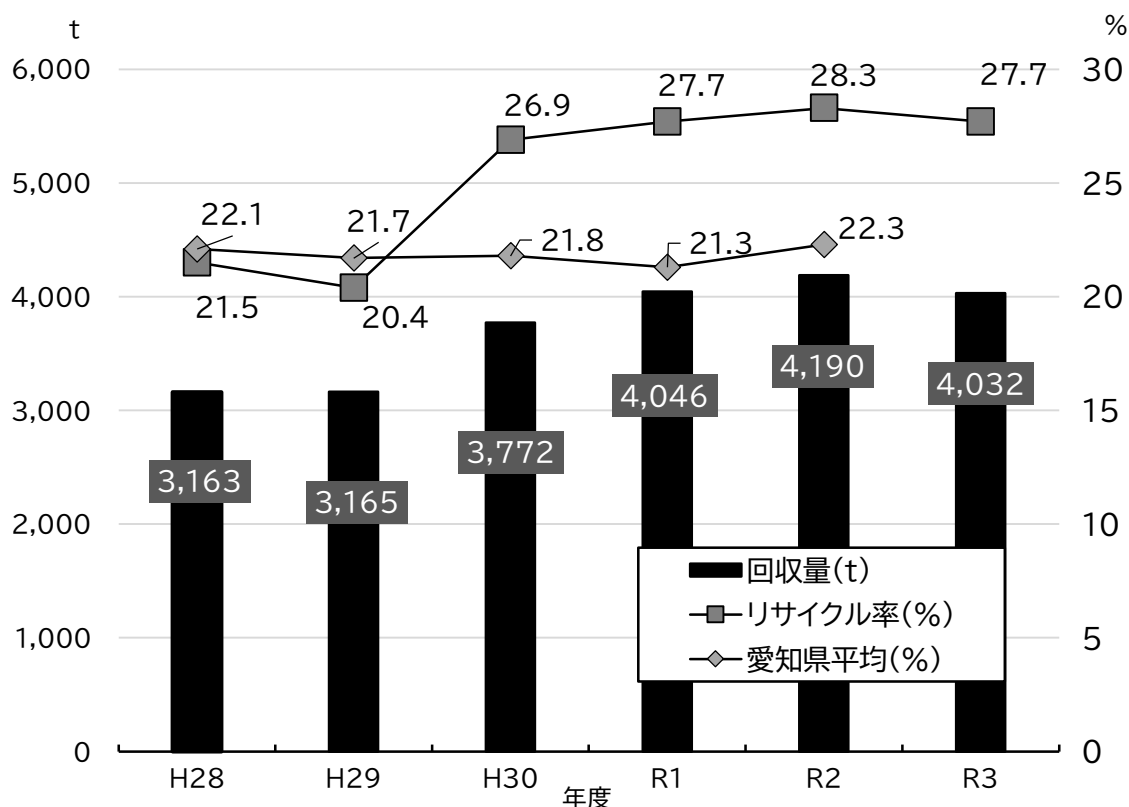
本市の資源物の回収は、月2回行われている地区の資源物回収と、資源回収ステーションでの回収があります。資源回収ステーションは、2011(平成 23)年12月から開設し、2014(平成 26)年12月から現在の、ボートレースとこなめ南側で開設しています。

2018(平成 30)年度に資源物の回収量が大幅に増えた理由は、紙類の資源物目品の拡充と、資源回収ステーションでの刈草・剪定枝の回収によるものと、クリーンセンター常武の有料化に伴い、木製家具などの粗大ごみを資源回収ステーションへ搬入する方が増えたことによります。これにより、2018(平成 30)年度から継続して資源物の回収量は増加しています。

＜資源物の回収量とリサイクル率の推移＞

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
回収量	3,163t	3,165t	3,772t	4,046t	4,190t	4,032t
リサイクル率	21.5%	20.4%	26.9%	27.7%	28.3%	27.7%
愛知県平均	22.1%	21.7%	21.8%	21.3%	22.3%	—

※リサイクル率＝家庭系ごみ量(資源物含む)÷資源物量



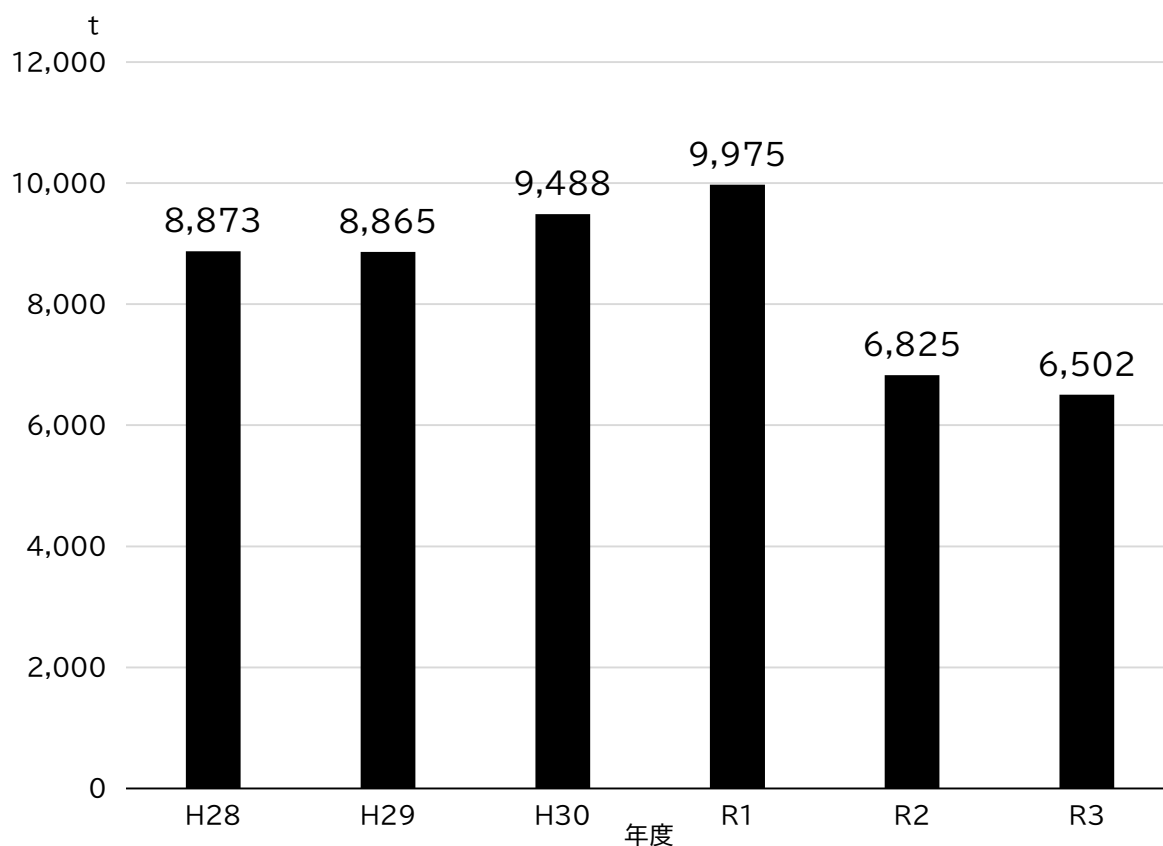
### (3)事業系ごみ

本市の事業系ごみは、2016(平成28)年度、2017(平成29)年度は横ばい傾向でしたが、2018(平成30)年度からは増加に転じ 2019(令和元)年度は年間9,975tと大きく増加しました。

しかし、2020(令和2)年度から、新型コロナの影響で事業者の事業活動が停滞したことにより、大幅に減少し、2021(令和3)年度は6,502tでした。

<事業系ごみ排出量の推移>

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業系ごみ	8,873t	8,865t	9,488t	9,975t	6,825t	6,502t



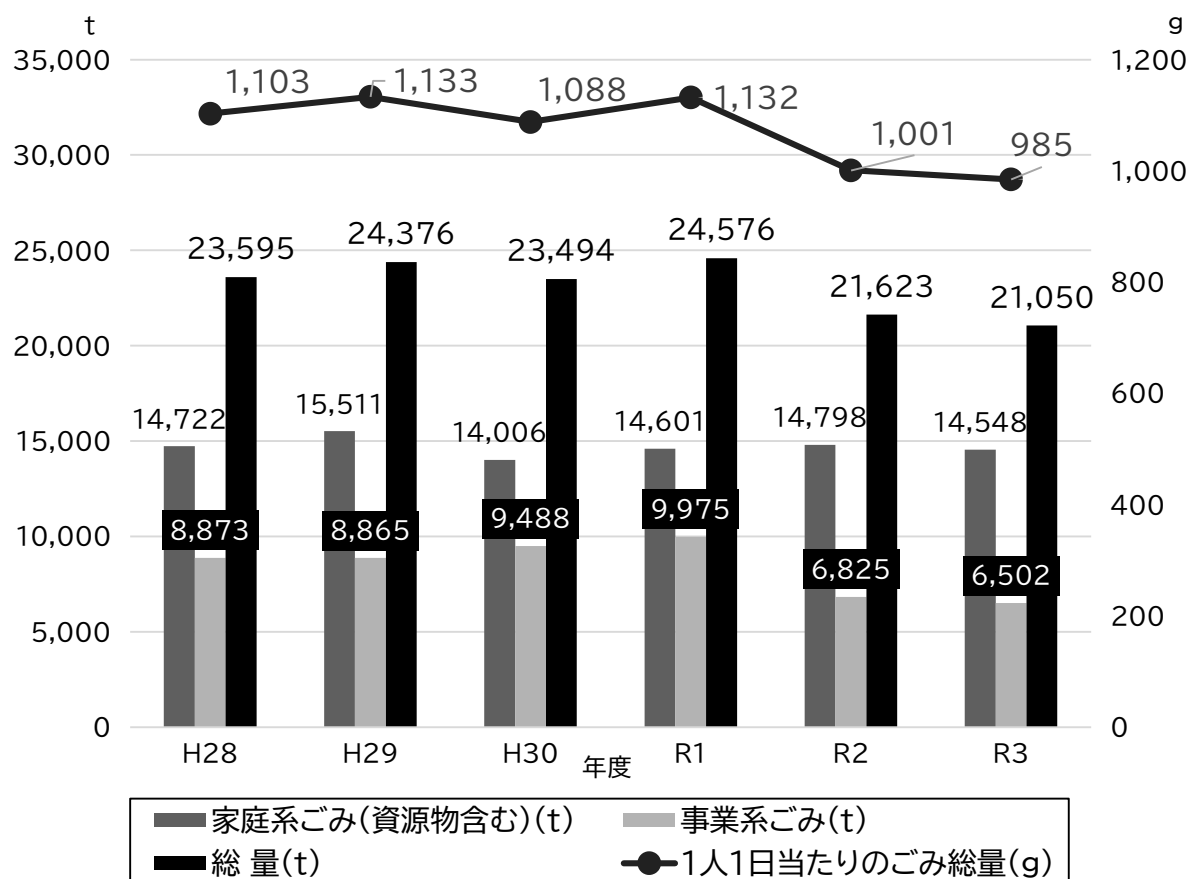
#### (4) ごみの総量

本市の家庭、事業所から排出されるごみ及び資源物の総排出量は、表に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ総量は、事業系ごみが2020(令和2)年度から減少したため、総量も減少しました。

<ごみ量の総量の推移>

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ (資源物含む)	14,722t	15,511t	14,006t	14,601t	14,798t	14,548t
事業系ごみ	8,873t	8,865t	9,488t	9,975t	6,825t	6,502t
総量	23,595t	24,376t	23,494t	24,576t	21,623t	21,050t
1人1日当たり のごみ総量	1,103g	1,133g	1,088g	1,132g	1,001g	985g



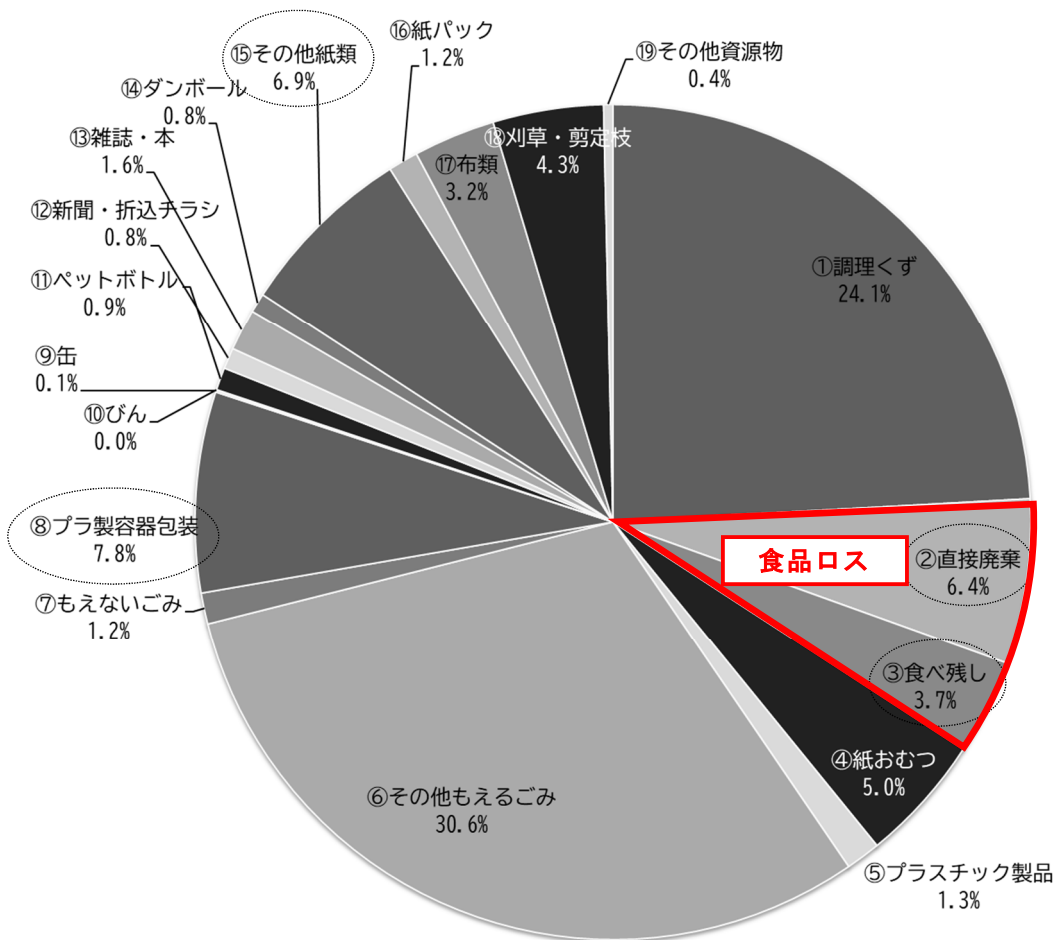


#### (4)家庭系ごみの組成調査

現行の計画の見直しに向けて、家庭系ごみの組成調査を実施しました。家庭系ごみの排出実態を調べることで、リサイクルできる資源物がどの程度混入しているかを調査しました。

**【実施方法】**  
 実施日:2021(令和3)年12月20日・21日  
 実施方法:市内の18か所の集積場からごみ袋各10袋を回収し19品目に分類する  
 調査員:生活環境課職員

#### <家庭系ごみ組成調査の結果>



**食品ロスとは**  
 本来食べられるにも関わらず、捨てられてしまう食べ物のことです。食品ロスが増加することで、ごみ処理コストが増加し、また、焼却することによりCO2が排出されるなど、環境に悪い影響を与えることになります。

**結果のポイント**  
 ピンク色の指定ごみ袋の中に、**食品ロスが10.1%、プラスチック製容器包装が7.8%、その他紙類が6.9%**も含まれていました。

#### <食品ロス計測のポイント>

「生ごみ」を「調理くず」、「直接廃棄」、「食べ残し」の3種類に細分化し、生ごみの中に食品ロスがどの程度含まれているか調査しました。

【調理くず】…野菜の皮や魚のアラなど

【直接廃棄】…手つかずの食品(封が開いていないパンなど)

【食べ残し】…ご飯やおかずなどの残飯



## (5)ごみの減量・資源化施策

本市が実施しているごみの排出抑制・資源化等の取組みは、次に示すとおりです。

### <ごみの減量・資源化施策>

取組み	内 容
啓発活動の実施	市の広報紙、ホームページ、ごみ出しパンフレット「家庭系ごみと資源物の出し方」などを通じ、家庭でできるごみの減量、リサイクルの正しい分別等の情報を提供し、更なるごみの減量や資源化の意識の向上を図っています。
生ごみ減容機器設置 報奨金制度 (平成5年度)	ごみ減量化対策の一環として、家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため市内在住の方が、市内の販売店で生ごみの減容機器の購入をした場合に報償金を交付しています。
アスパの無料配布 (平成6年度)	生ごみの減量化に役立てるため、生ごみから悪臭を取り除き有機肥料に変える「アスパ」を無料配布しています。
レジ袋削減取組店の 募集 (平成19年11月)	レジ袋の削減に積極的に取組む小売店を「レジ袋削減取組店」として登録し、その利用を通じて、市民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、市民、事業者及び行政が協働して、ごみ排出量の削減を図っています。
レジ袋有料化実施店の 募集 (平成21年2月)	ごみの減量による地球温暖化の防止、循環型社会の構築を図るため、市民・事業者・行政の協働で、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化によるレジ袋削減の取組みを進めています。
資源回収ステーションでの 資源回収 (平成23年12月)	地区で月2回行っている分別収集に、もえないごみ・資源物を出すことができない市民に、資源回収ステーションを開設しています。平成25年5月から回収品目に使用済小型家電を、9月からパソコンを追加しました。さらに平成26年12月から開設日を拡大し、プラスチック製容器包装、金属製粗大、食用油、鉱物油、バッテリーも回収品目に追加しました。
環境教育の実施 (平成24年度)	小学4年生を対象に、授業でごみの減量化・資源化の学習を実施しています。
家庭系ごみ有料化 (平成24年10月)	市民が集積場に出す際に使用する指定ごみ袋の代金に、手数料を上乗せする方法で家庭系ごみの有料化を実施しています。
刈草・剪定枝の分別 収集 (平成27年7月)	家庭系ごみをできるだけ減らし資源化を図るため、6月から11月まで(月1回)、自宅敷地内から出る刈草・剪定枝の分別収集を実施しています。収集した刈草・剪定枝は堆肥化・チップ化し、リサイクルされます。
「キエーロ」での生ご みの減量 (平成28年1月)	「キエーロ」とは、土の中の微生物により、生ごみが分解されてなくなる処理容器です。使用者の負担が少なく、使いやすい生ごみ減容機器であるため、多くの方への普及を図っています。
刈草・剪定枝の資源 回収ステーションで の回収 (平成30年度)	資源回収ステーションで家庭から出る刈草・剪定枝も回収品目として追加しました。
その他紙類の分別収 集 (平成30年度)	紙製容器包装の分別回収しか行なっていませんでしたが、金属のついた紙やビニール・セロハン等がついた紙、ビニールコーティングされた紙などもその他紙類として分別回収しています。

注)( )内は、開始年月等を示す。

## 第4節 ごみ処理体制

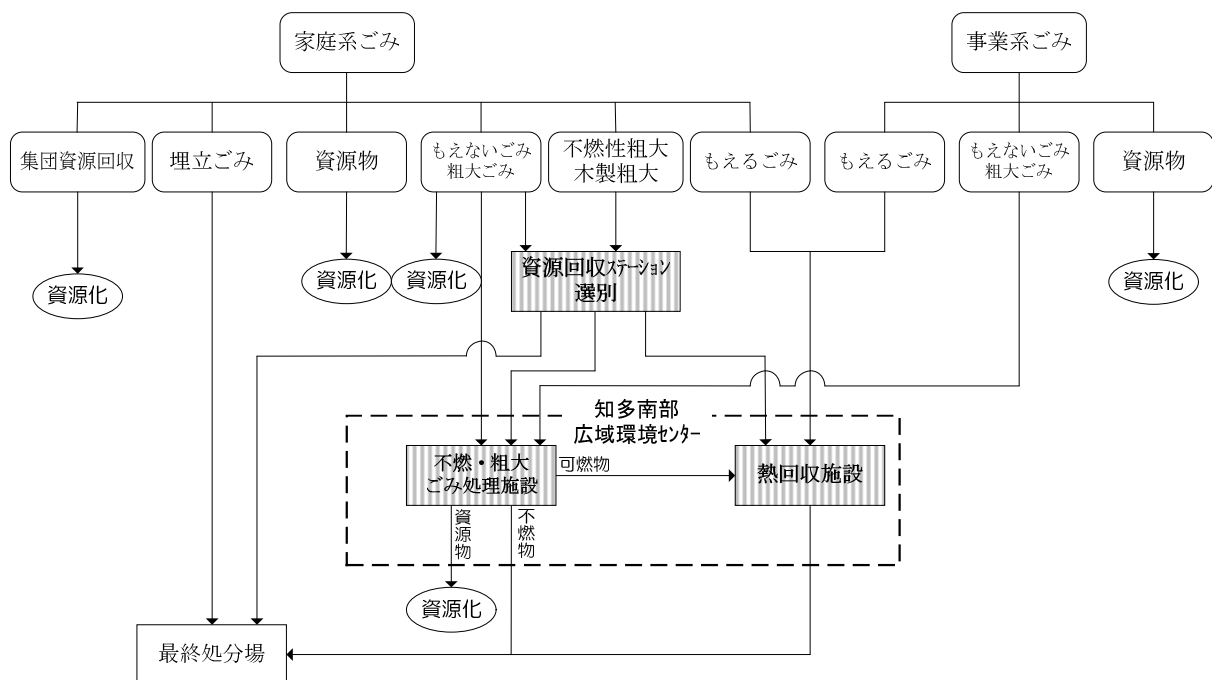
本市のごみ処理の流れ、収集運搬体制、中間処理体制、最終処分体制等の処理体制を示します。

### 4-1 処理の流れ

もえるごみは知多南部広域環境センター(ゆめくりん)に搬入され、ごみ焼却施設で焼却処理し、焼却灰は「(公財)愛知臨海環境整備センター(衣浦3号地廃棄物最終処分場)」及び民間事業者の最終処分施設へ搬入しています。

もえないごみのコード・針金類や金属類などは「資源回収ステーション」へ搬入されたあと、民間事業者へ搬入され、鉄等は資源物として回収しています。陶器・ガラス類などの埋立ごみは「常滑市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分します。

資源物は資源回収ステーションまたは民間事業者で資源化、集団資源回収はそのまま再生業者により資源化しています。



#### 4-2 収集運搬体制

家庭系ごみの収集対象地域は市全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。

##### <家庭系ごみの収集方式等>

区分	もえるごみ	もえないごみ	資源物		粗大ごみ
			プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装以外	
収集形態	委託	委託	委託	委託	市による収集は行わずゆめくりん及び資源回収ステーションへの直接持込み、又は許可業者による有料収集
収集頻度	週2回	月2回	週1回	月2回	随時
収集方式	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	
収集容器	指定ごみ袋	はだか排出	中身が見えるビニール袋	缶、びん、ペットボトルははだか排出 紙、布類はひもで十文字にしばる(ただしその他紙類は紙袋又は中身が見えるビニール袋に入れる)	

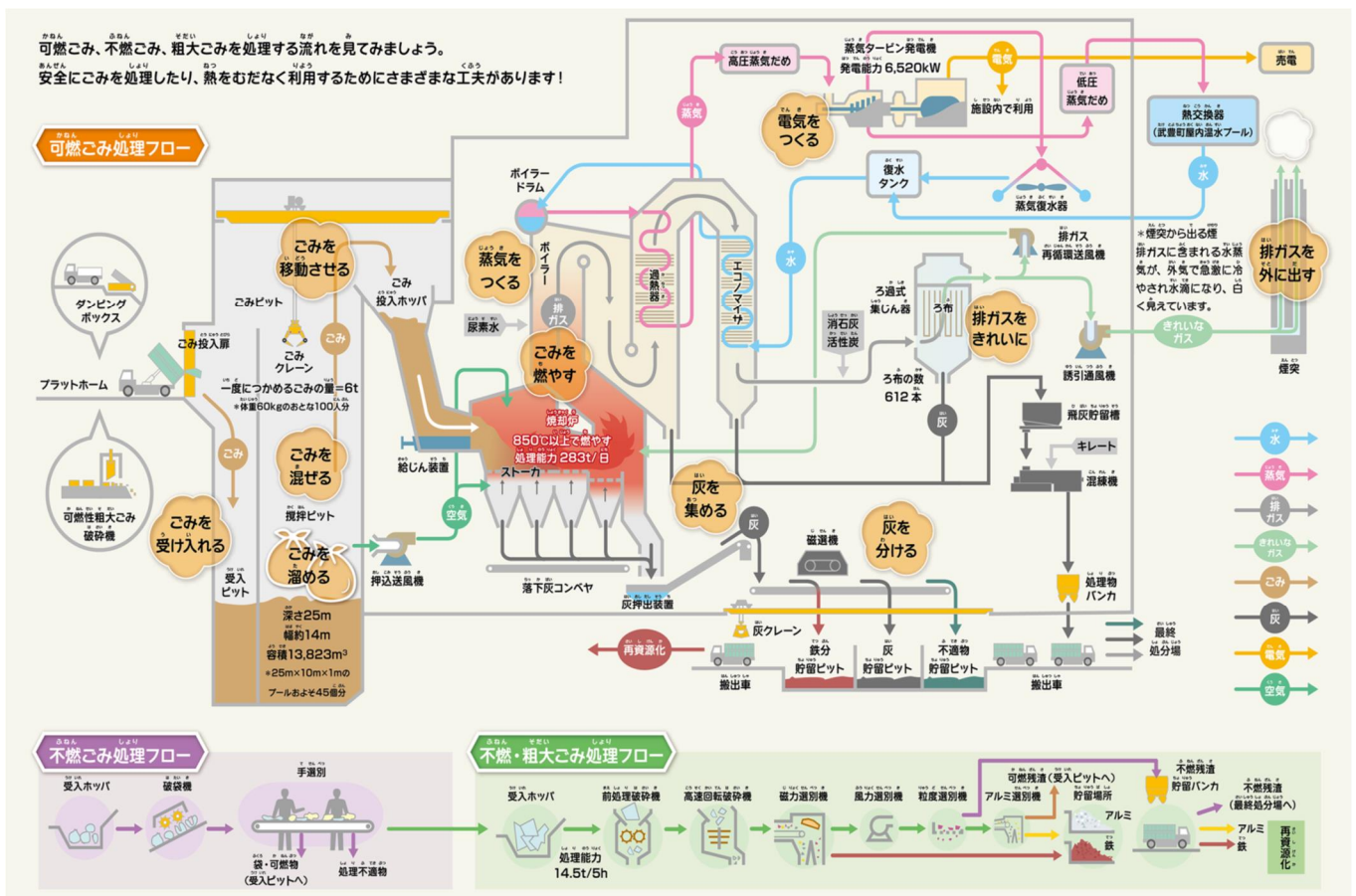
### 4-3 中間処理体制

本市の中間処理は知多南部広域環境センター(ゆめくりん)にて処理を行っています。2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)での広域ごみ処理施設となります。

#### < 中間処理施設の概要 >

名称	知多南部広域環境センター(ゆめくりん)	
所在地	知多郡武豊町字一号地 11 番地 37	
敷地面積	約 50,000 m <sup>2</sup>	
処理施設	熱回収施設	不燃粗大ごみ処理施設
処理能力	283t/24h (141.5t/24h×2基)	14t/5h
処理方法	ストーカ方式	回転粉碎方式
竣工	2022(令和4)年4月	2022(令和4)年4月

#### < 知多南部広域環境センター(ゆめくりん)のごみ処理フロー >



#### 4-4 最終処分体制

##### (1) 一般廃棄物最終処分場の概要

本市の最終処分場の概要は、表に示すとおりであり、埋立対象物は、埋立ごみ、クリーンセンター常武の粗大ごみ処理施設からの破碎残渣の一部(2021(令和3)年度まで)です。

<常滑市一般廃棄物最終処分場の概要>

名 称	常滑市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	常滑市樽水字奥平地内
敷地面積	25,500m <sup>2</sup>
埋立面積	18,000m <sup>2</sup>
全体容量	95,500m <sup>3</sup>
残余容量	30,362m <sup>3</sup> (令和3年度末)
埋立開始	1991(平成3)年4月

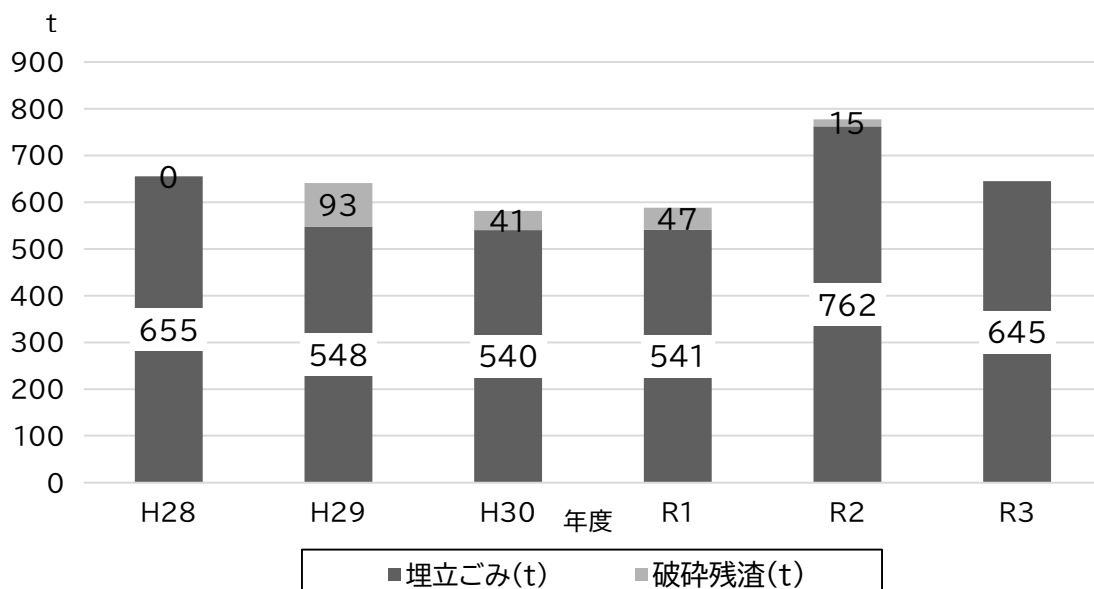
参考)2021(令和3)年度の埋立容量(覆土含む):1,243m<sup>3</sup>

##### (2) 最終処分状況

最終処分量(総量)は、埋立ごみは横ばい傾向であります。クリーンセンター常武からの破碎残渣は 2016(平成28)年度は武豊町の最終処分場に搬入し、2017(平成29)年度から2020(令和2)までは常滑市一般廃棄物最終処分場に搬入しています。なお、2022(令和4)年度はゆめくりん移行に伴い、破碎残渣を最終処分場に搬入せず、民間施設に搬入しています。

<常滑市一般廃棄物最終処分場へのごみ量受入れ推移>

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
埋立ごみ	655t	548t	540t	541t	762t	645t
破碎残渣	0t	93t	41t	47t	15t	-
合計	655t	641t	581t	588t	777t	645t

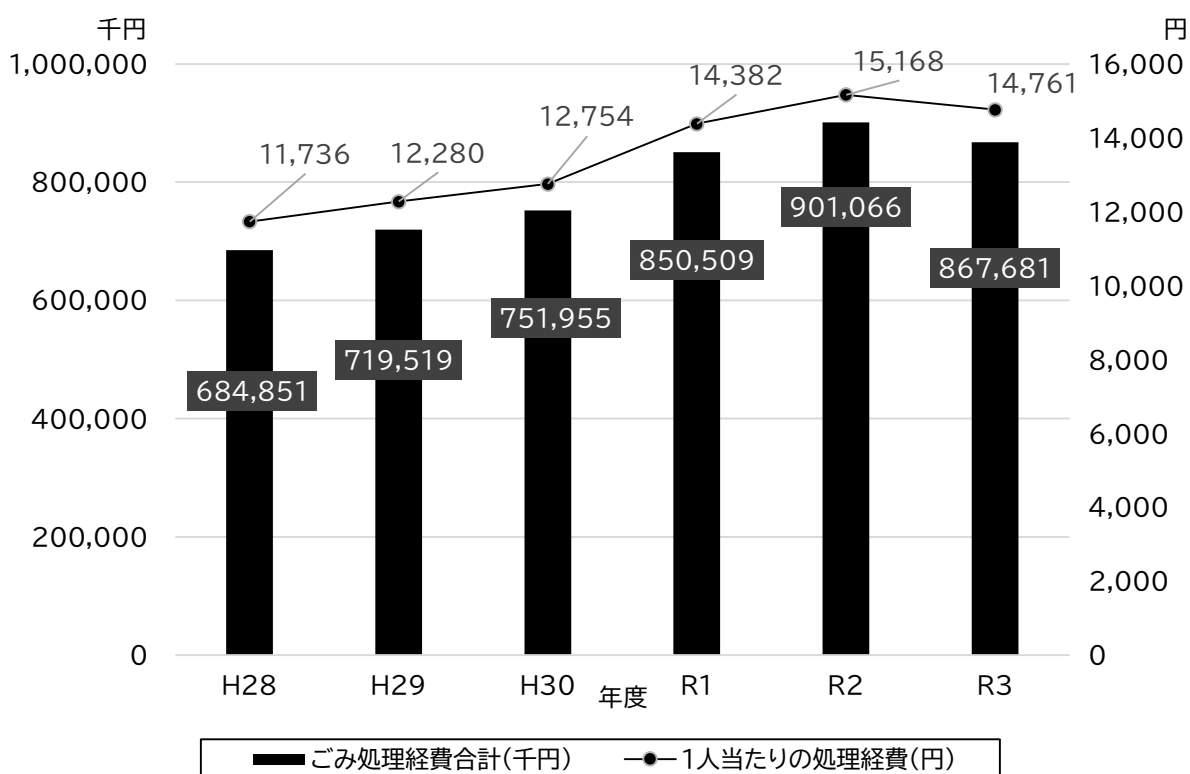


#### 4-5 ごみ処理経費

本市のごみ処理費用は、2021(令和3)年度で 867,681 千円であり、そのうち収集運搬資源化処理費は 386,453 千円(44.5%)、最終処分費は 18,926 千円(2.2%)、常滑武豊衛生組合分担金は 388,715 千円(44.8%)、知多南部広域環境組合分担金は 73,587 千円(8.5%)になります。2021(令和3)年度の1人当たりのごみ処理費用は 14,761 円となっています。

#### <ごみ処理費用の推移>

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収集運搬 資源化処理費	282,958 千円	298,391 千円	334,615 千円	340,066 千円	359,175 千円	386,453 千円
最終処分費	16,113 千円	16,206 千円	15,723 千円	17,647 千円	17,307 千円	18,926 千円
常武衛生組合 分担金	357,496 千円	380,438 千円	367,543 千円	384,594 千円	395,493 千円	388,715 千円
知多南部広域 環境組合分担金	28,284 千円	24,484 千円	34,074 千円	108,202 千円	129,091 千円	73,587 千円
合計	684,851 千円	719,519 千円	751,955 千円	850,509 千円	901,066 千円	867,681 千円
1人当たり の処理経費	11,736 円	12,280 円	12,754 円	14,382 円	15,168 円	14,761 円



## 第5節 ごみ処理状況の評価と課題

### 5-1 ごみ処理状況の評価

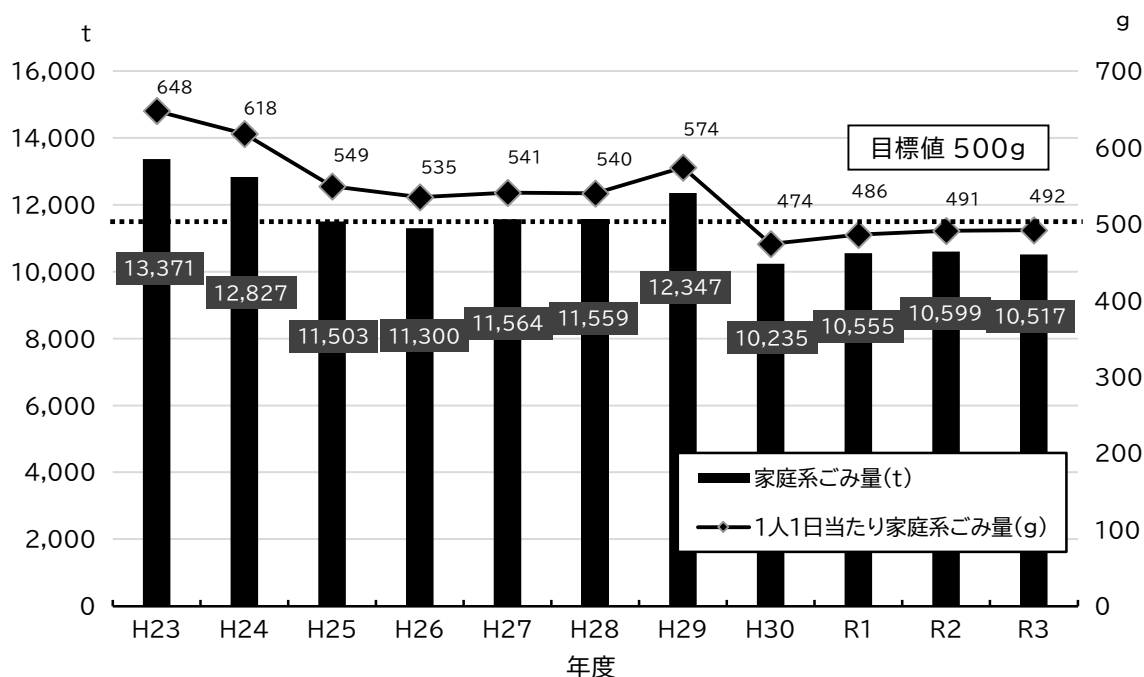
現行の計画の中間年度となる 2021(令和3)年度までの目標値をもとに達成状況を以下のとおり評価します。

目標値1 1人1日当たり家庭系ごみ 500g

#### 【評価】

家庭系ごみは、2012(平成24)年度にごみ袋の有料化に伴い大きく減少し、2018(平成30)年度において、クリーンセンター常武が家庭系ごみの受入れ有料化と資源回収ステーションで刈草・剪定枝の分別回収を始めたこと、また紙類の回収品目拡大などにより、474gと目標の 500gを下回りました。

2020(令和2)年度及び 2021(令和3)年度には新型コロナの影響で491g、492gと増加したものの、500gを下回っているため目標は達成されました。



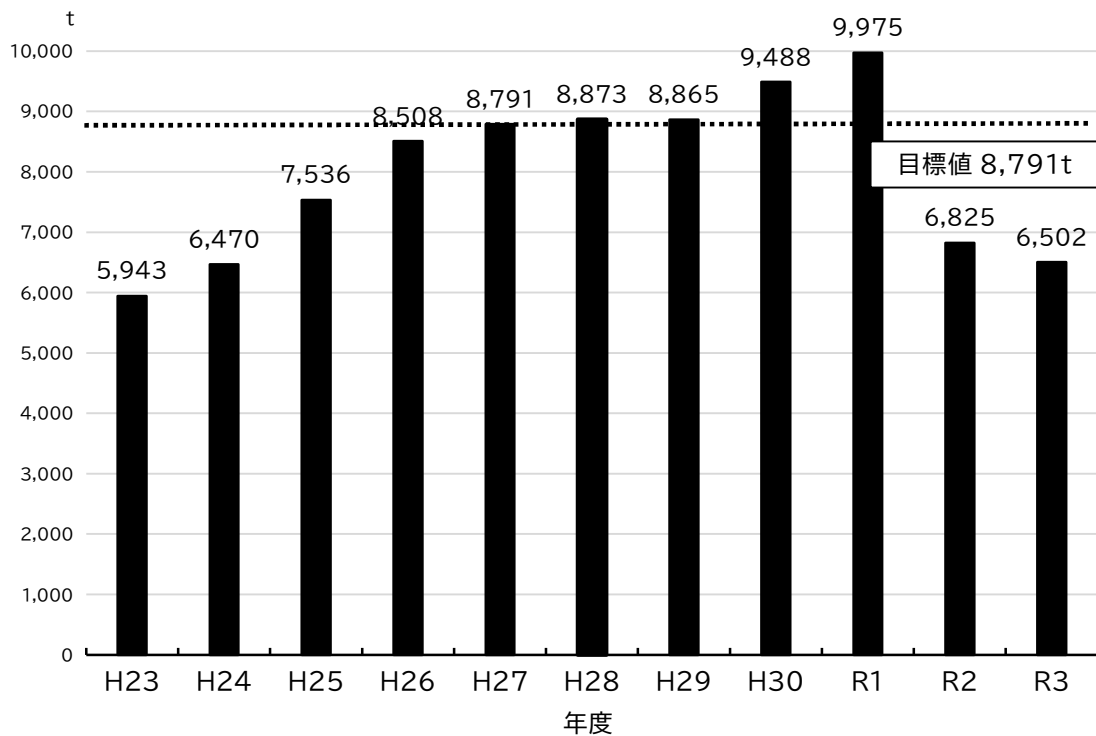


目標値2 事業系ごみ年間 8,791t 以下(平成 27 年度実績値)の削減

【評価】

事業系ごみは、中部国際空港セントレアの開港や大型商業施設のオープンに伴い増加傾向を示し、2019(令和元)年度は9,975tと大きく目標値を上回りました。

2020(令和2)年度以降は目標を下回りましたが、その要因は、新型コロナウイルスの影響で中部国際空港関係を始めとする事業者の事業活動が停滞したことによるものです。



## 5-2 アンケート調査結果

今後の具体的なごみ減量施策を検討するにあたり、市民及び事業者の皆様のごみの減量と資源化の取組に関する実態やご意見を把握するため、無作為に抽出した市民1,000人と事業者1,000社にアンケート調査を実施しました。

### 【家庭系アンケート】

対象者：住民基本台帳から無作為に抽出した1,000人

調査期間：2021(令和3)年11月5日から11月26日まで

回答率：42.6%

調査方法：郵送で送付し、返信用封筒及びインターネットで回答

### 【事業系アンケート】

対象者：市内事業者から無作為に抽出した1,000社

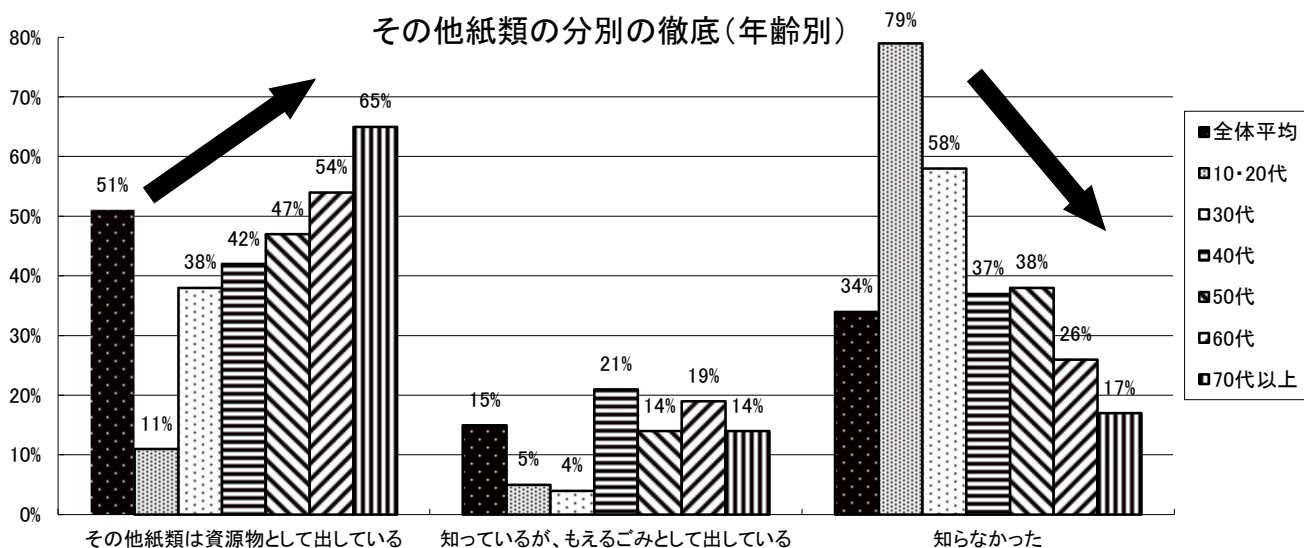
調査期間：2022(令和4)年6月10日から7月1日まで

回答率：40.1%

調査方法：郵送で送付し、返信用封筒及びインターネットで回答

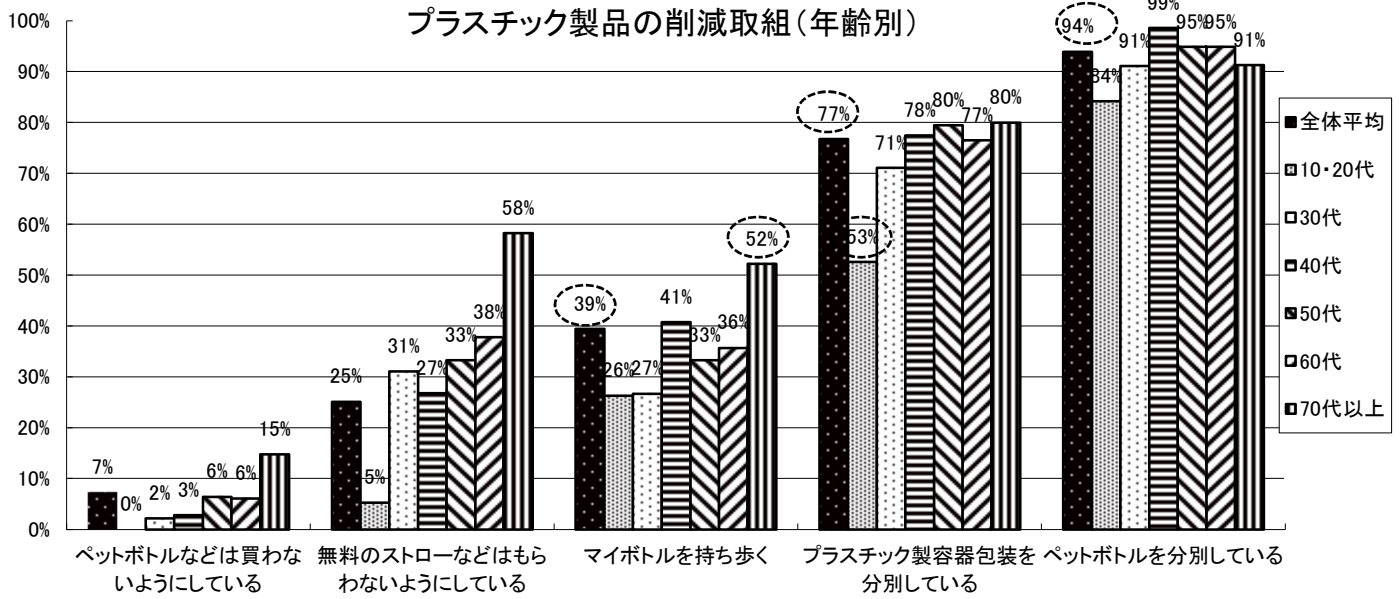
## (1)市民 1,000 人に対するアンケート調査の主な結果

### ① 年齢別のごみの分別意識



その他紙類の分別の徹底では 51%の人が徹底して行っていました。年齢別では、70代以上の方は 65%が分別を行っていましたが、若い人はそもそもその他紙類の分別を行っていることも知らない人が多く、10・20代では 79%が「知らなかった」としていません。

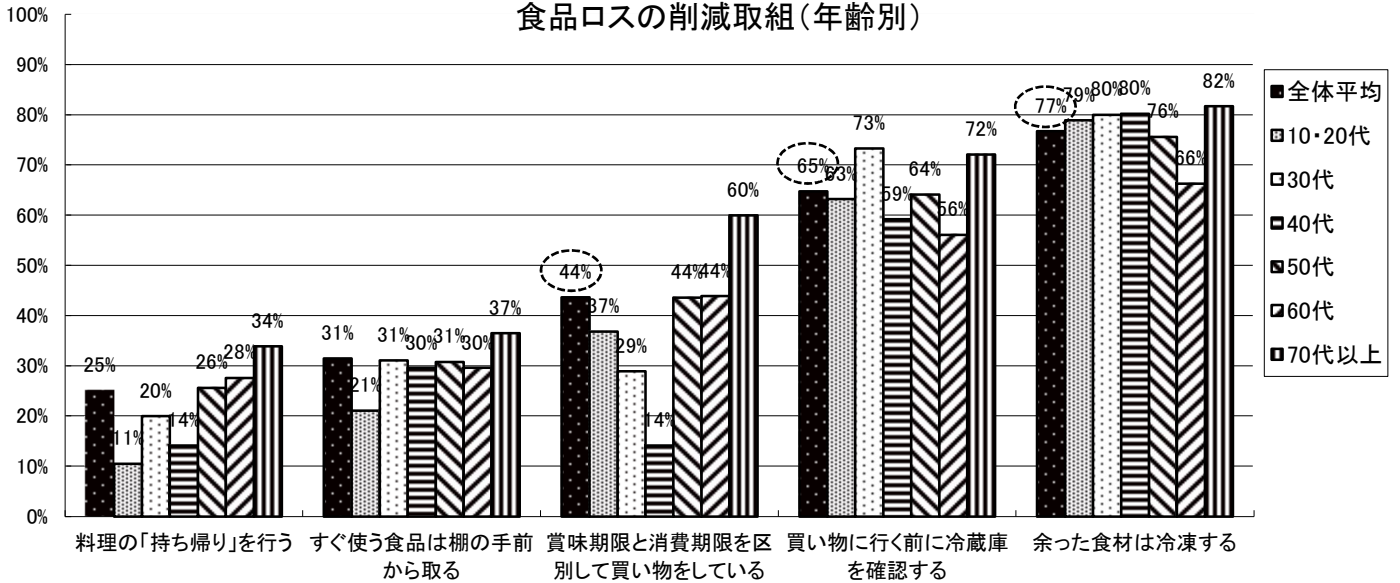
プラスチック製品の削減取組（年齢別）



プラスチック製品の削減取組として、ペットボトルの分別が最も高く 94%の人が行っていました。

プラスチック製容器包装を分別している人は全体で 77%でしたが、10・20代は 53%しか行っていませんでした。また、マイボトルを持ち歩く人は全体で 39%でしたが、70代以上の方は 52%が持ち歩いています。

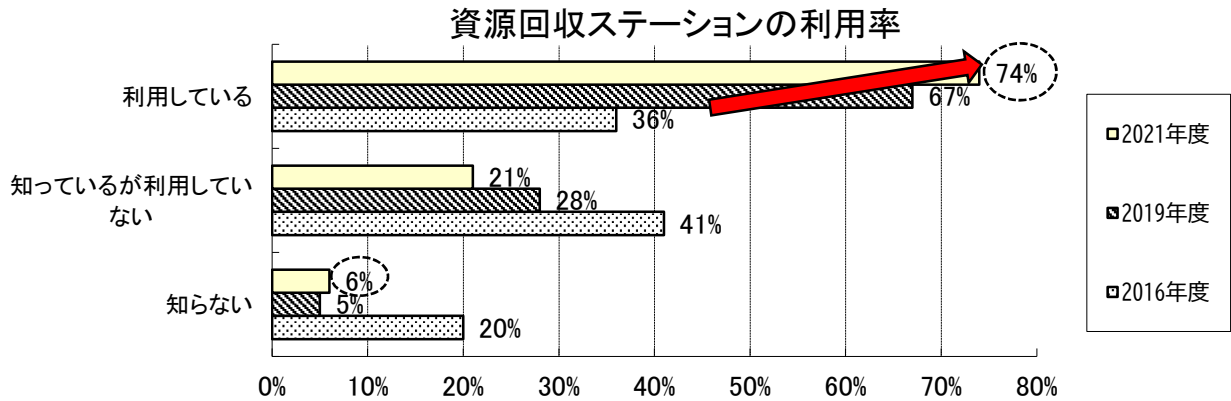
食品ロスの削減取組（年齢別）



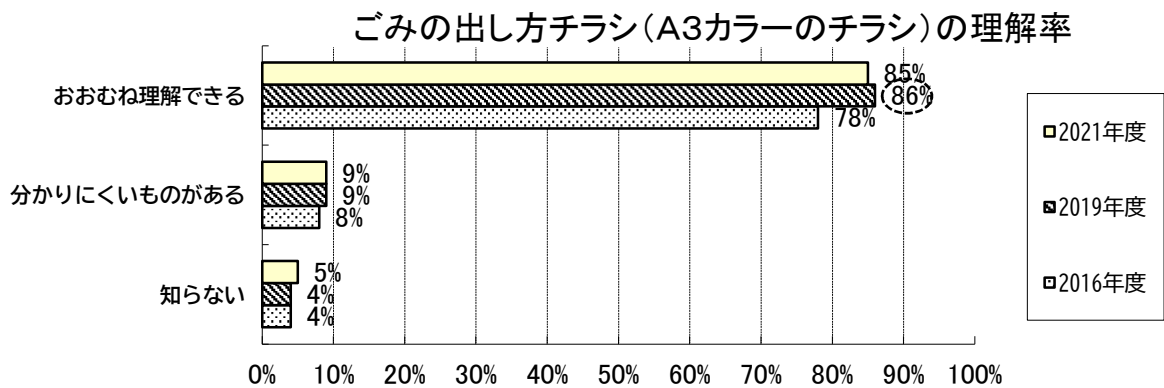
食品ロスの削減取組として、「余った食品は冷凍する」が最も高く 77%の方が行っていました。

「賞味期限と消費期限を区別して買い物をしている」は全体で 44%と低く、年齢別では 10・20 代、30 代、40 代が全体平均より低かったです。また、「買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認する」は65%で、40 代と 60 代が全体平均より低かったです。

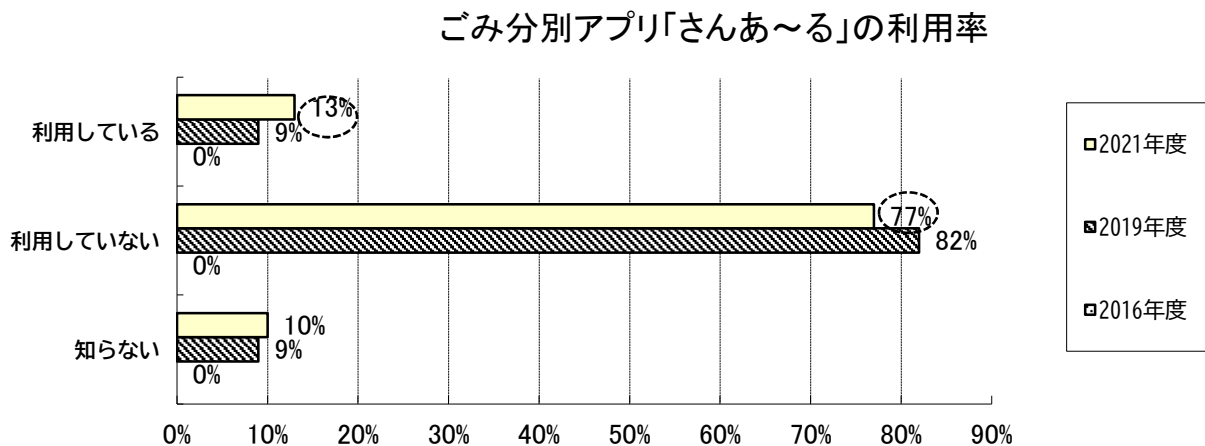
## ②常滑市の取り組みについて



資源回収ステーションの利用率は年々向上しており、2021(令和3)年度は74%の人が利用しています。知名度も向上し、「知らない」が2016(平成28)年度は20%でしたが、2021(令和3)年度では6%まで減少し、多くの市民が資源回収ステーションを認知しています。



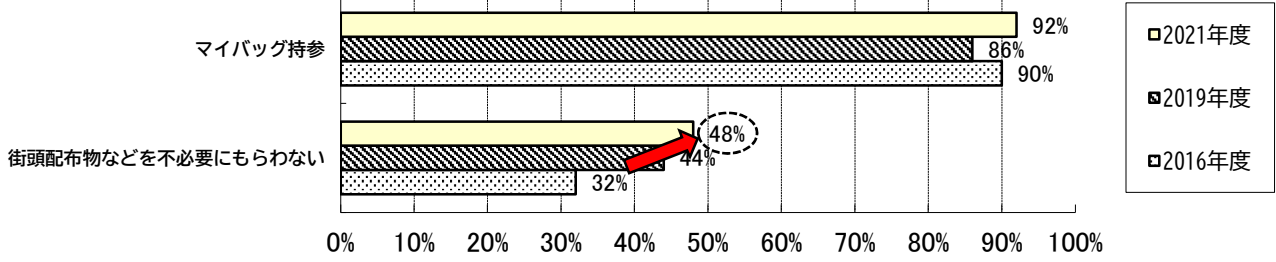
本市では毎年ごみの出し方チラシを作成し配布しています。ごみの出し方チラシは85%と高い理解度となっております。多くの方の目に触れるよう、市のホームページやごみ分別アプリでもダウンロードできるようになっています。



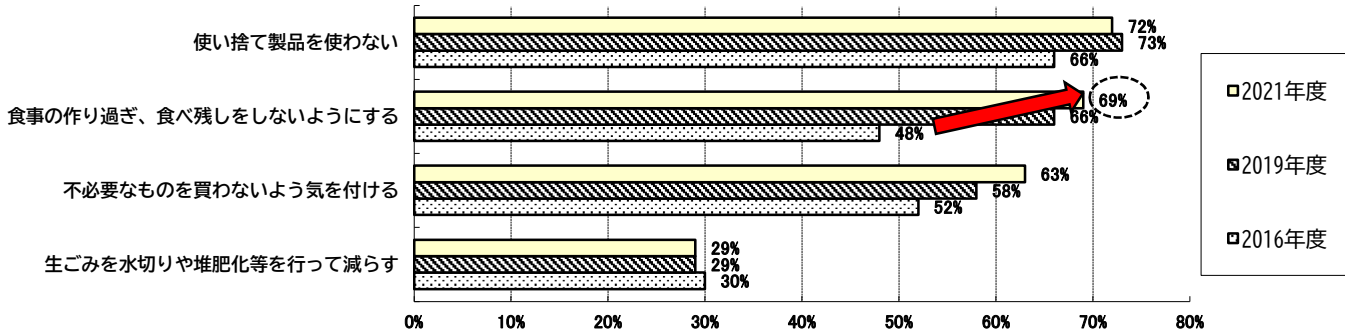
スマートフォン専用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を2017(平成29)年度から導入し、2021(令和3)年度では13%の人が利用しています。しかし、77%の方が利用していませんでした。

### ③4Rに関する意識の変化

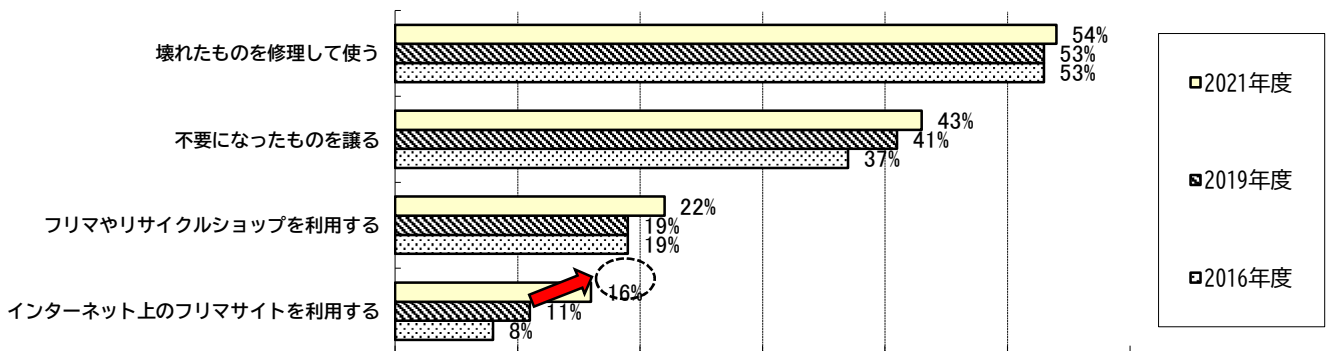
リフューズ(断る)の取組



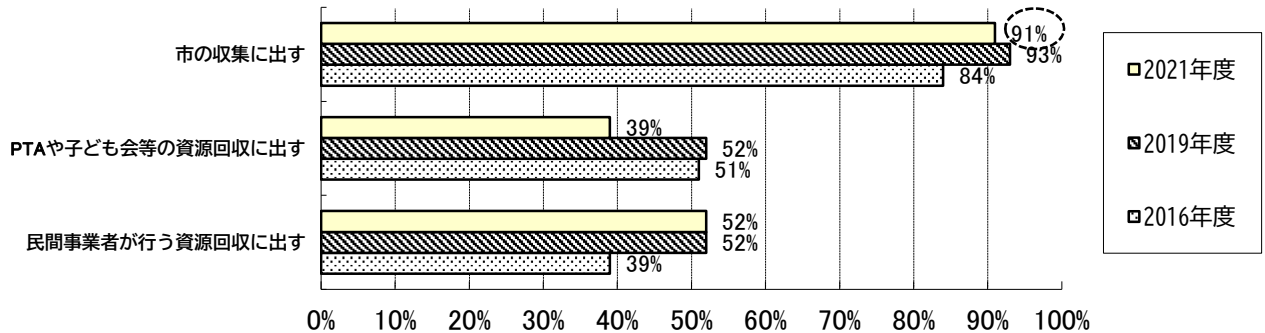
リデュース(減らす)の取組



リユース(繰り返し使う)の取組



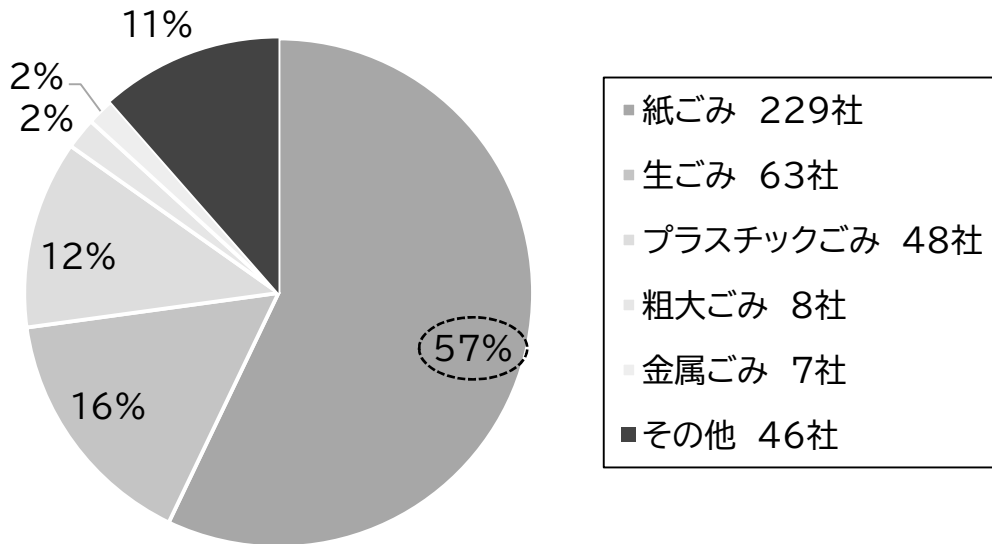
リサイクル(資源化)の取組



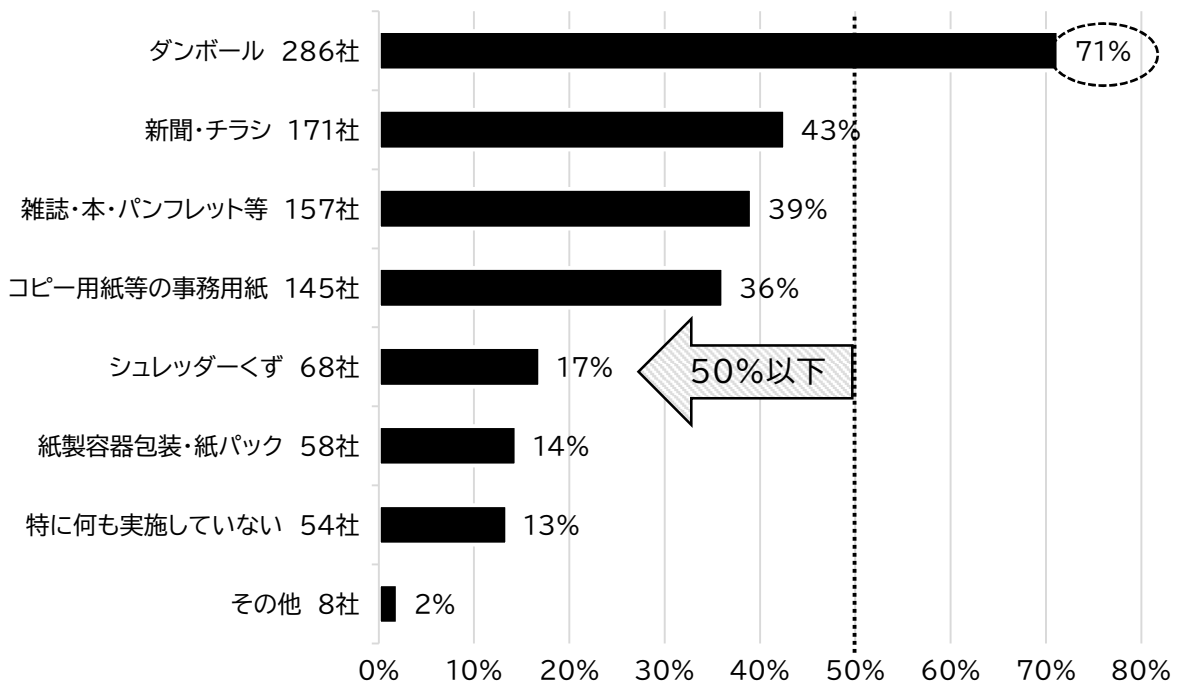
4Rの取組は多くの項目で5年前より向上しています。リフューズでは、不要な物をもらわない取組が16%向上し48%でした。リデュースでは、食品ロス削減の意識の高まりもあり、「食事の作りすぎ、食べ残しをしないようにする」は21%も向上し69%でした。また、リユースでは、「インターネット上のフリマサイトを利用する」はフリマアプリの普及に伴い8%向上し16%、リサイクルでは、「市の収集で出す」は91%占めていました。

## (2)事業者 1,000 社に対するアンケート調査の主な結果

事業所から発生するごみで最も多いものは

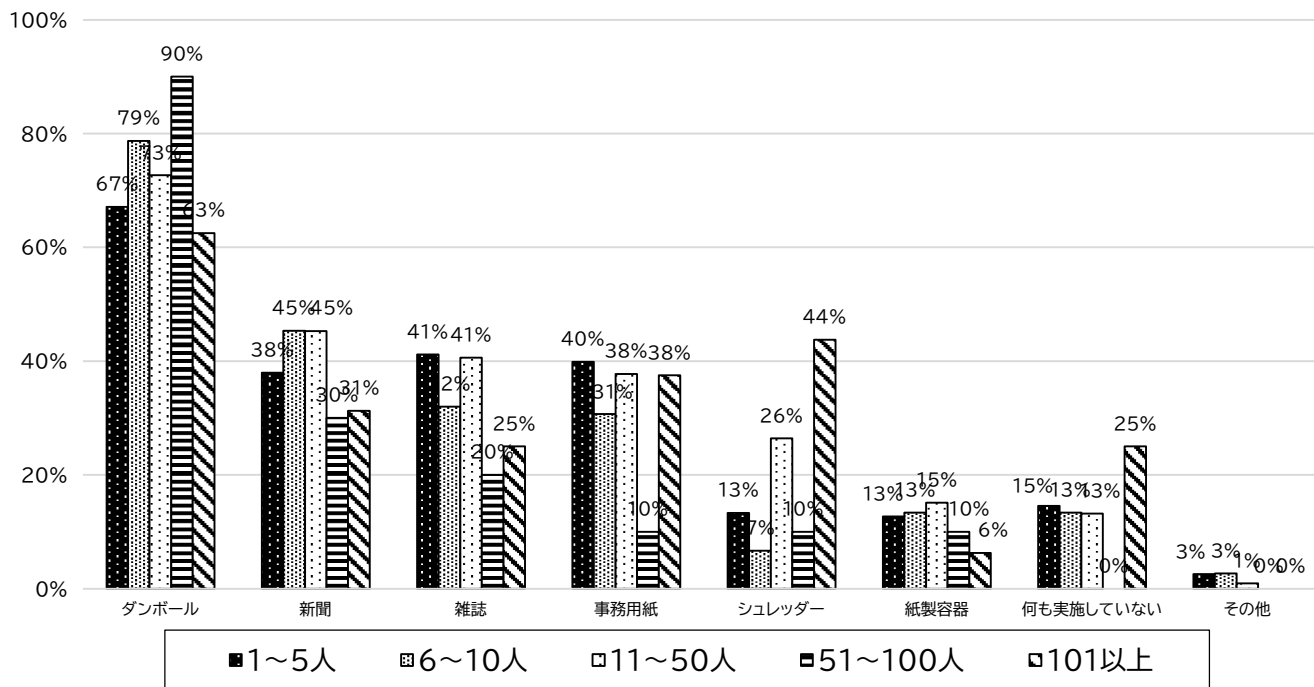


事業所の紙ごみ削減のためリサイクルしているものは

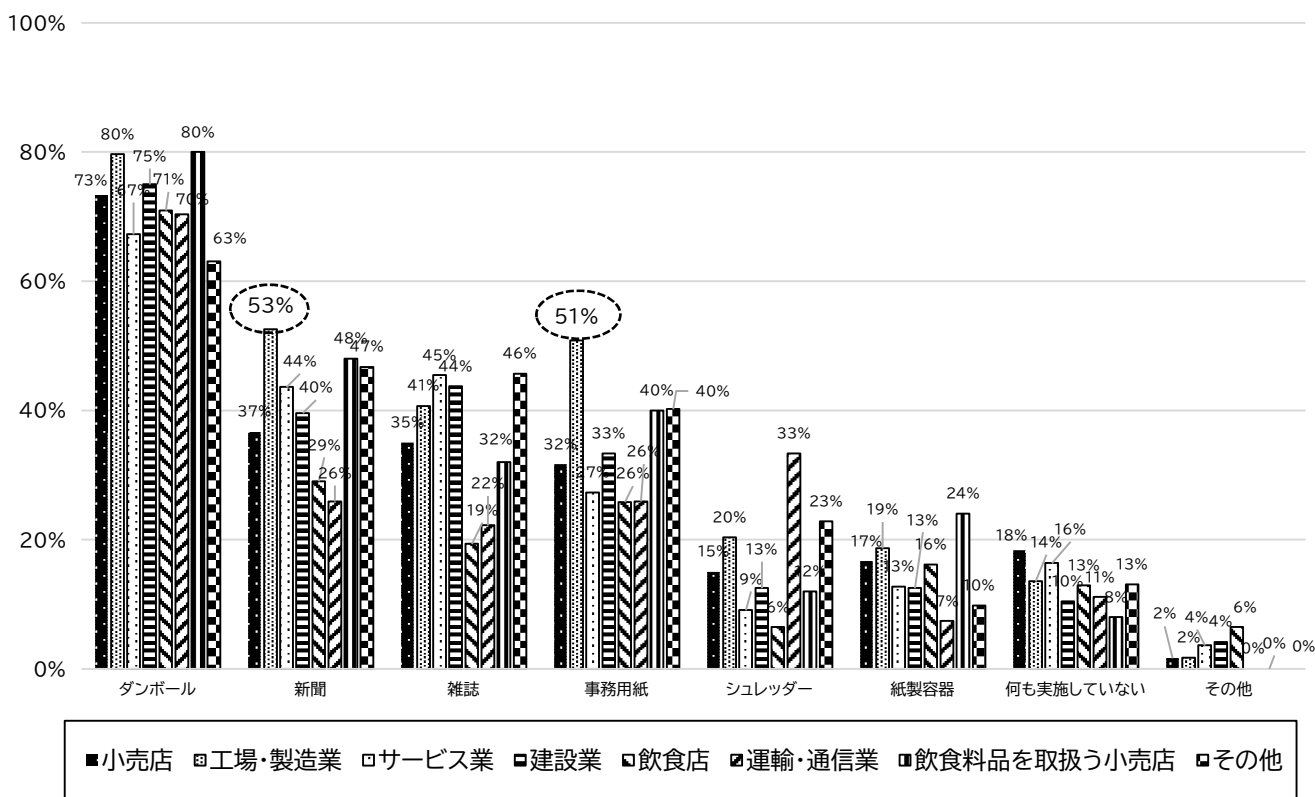


事業所から発生するごみで最も多いものは紙ごみでした。その紙ごみのリサイクルは、ダンボールは71%の事業所がリサイクルしていましたが、新聞・チラシは43%、雑誌・本・パンフレット等は39%、コピー用紙等の事務用紙は36%と50%を切っていました。

### 従業員数別の紙ごみリサイクル率



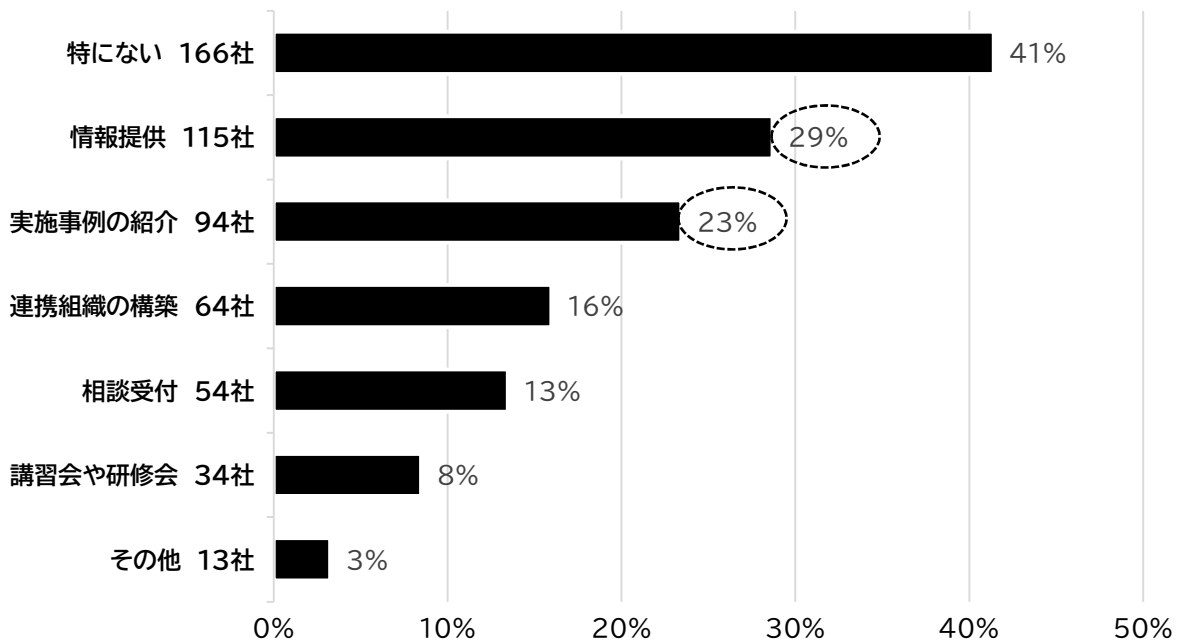
### 業種別の紙ごみリサイクル率



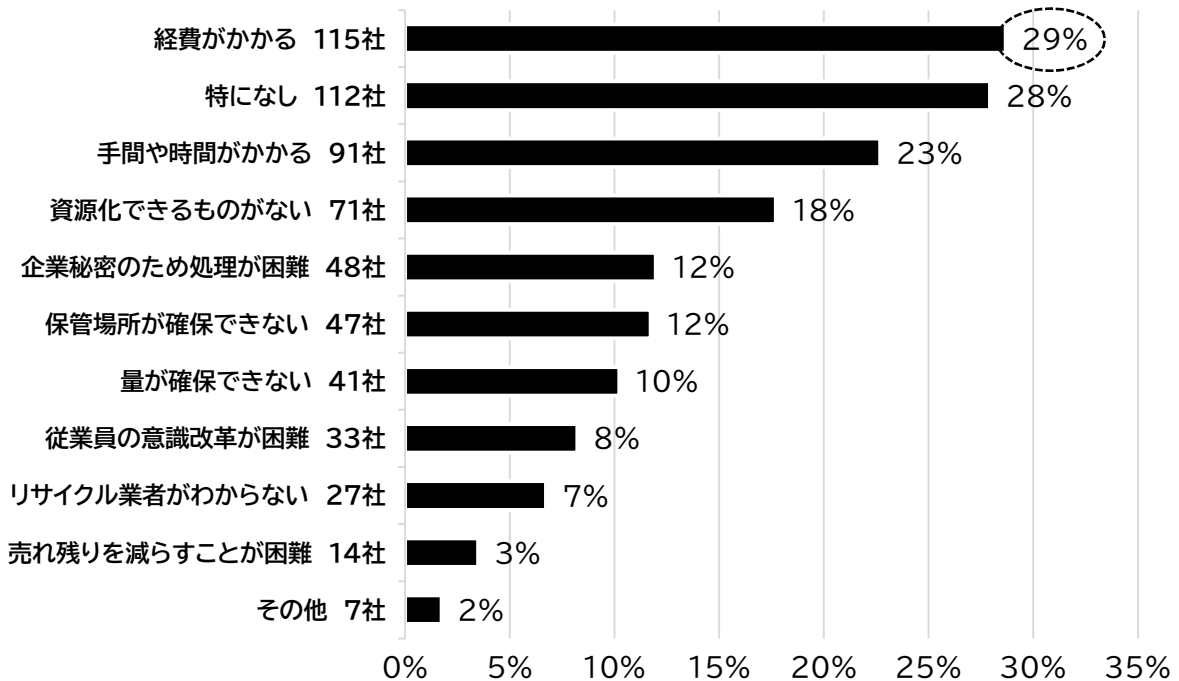
紙ごみのリサイクル率は従業員が多ければ向上するという傾向にはありませんでした。また、業種別では、工場・製造業の新聞と事務用紙のリサイクル率が53%と51%で他の業種に比べ高く、飲食店と運輸・通信業の新聞と雑誌と事務用紙のリサイクル率が他の業種に比べ低かったです。



ごみの減量化・資源化を進める上で、市に対してどのようなことを期待しますか



ごみの減量及び資源化を進める上で課題となるものは



事業者がごみの減量化・資源化を進める上で、市に期待することは、「特になし」が最も多かったですが、次に多かったのは「情報提供」と「実施事例の紹介」でした。ごみの減量化及び資源化の課題は「経費がかかる」が29%と最も多かったです。

### 5-3 ごみ処理の課題

#### 【家庭系ごみ】

---

- ①家庭系ごみの目標値は達成されましたが、ここ数年は緩やかに増加傾向であるため、継続したごみ減量化・資源化施策を行っていく必要があります。
- ②家庭系ごみの中には、プラスチック製容器包装や紙類など多くの資源物が混入しています。2021(令和3)年 12 月の組成調査の結果では、もえるごみの中にプラスチック製容器包装が 7.8%、その他紙類が 6.9%含まれていましたので、分別を推進する必要があります。
- ③家庭系ごみの中には、まだ食べられる食品(食品ロス)が 10.1%含まれていました。これは、常滑市から出るごみで換算すると1年間で約 1,000 トンがまだ食べられるにも関わらず、そのまま捨てられていることとなります。食品ロスによる環境への影響を周知するなどして、食品ロスを削減する必要があります。
- ④4Rを始めとするごみの分別意識は年々向上しています。しかし、年齢別では、年齢が若くなるにつれて低下し、その紙類の分別方法は10・20 代では79%、30 代では 59%が知らない状況にありますので、分別方法等を周知する必要があります。

#### 【事業系ごみ】

---

- ①事業系ごみの目標値は下回りました。その主な要因は新型コロナによる事業活動の停滞によりごみ量が減ったものと考えられますので、今後、事業活動が活性化した場合においても、ごみの量が増加しないようにする必要があります。
- ②事業所から発生するごみは紙ごみが最も多く、ダンボール以外の紙ごみのリサイクル率は50%以下でした。今後ダンボール以外の雑誌、事務用紙などの紙ごみのリサイクル率を向上させる必要があります。
- ③ごみの減量化・資源化を進める上で、事業所が市に期待することは、「情報提供と実施事例の紹介」でしたので、積極的に情報発信を行っていく必要があります。

## 第3章 基本方針

### 第1節 基本理念

現行の計画の基本理念『次代につなぐ ごみ減量先進都市』を引き続き基本理念とします。

社会的に環境意識が高まる中、本市では、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4Rを市民に啓発し、ごみ有料化を始めとしたごみ減量プロジェクトに取り組んできました。その結果、多くの市民の日頃の心がけと行動により、ごみ減量は大きく進んでいます。

この結果を維持し、発展させていくことが、本市の環境をより良いものにつなげていきます。それは、自分達だけでなく、新しく生まれてくる次世代の人達に快適な環境を引き継ぐために必要な行動と考えます。

ごみの減量は市民、事業者一人ひとりの行動によって実現します。すべての方が率先して取り組んでいる現状ではありますが、今の取組のもう一歩先を目指した行動や、自らだけでなく、まわりにもその輪を広げていく行動で、より一層の先進的なごみ減量を進めていくことが必要と考えます。そのために、市では市民、事業者、行政をつなぐ役割を実現し、全員でつくる新たな「ごみ減量先進都市」を目指します。

### 第2節 基本方針

現行の計画の基本方針『4Rの推進』と『環境にやさしい適正処理の継続』を引き続き基本方針とします。

#### 基本方針1：4Rの推進

ごみ減量については、これまでに循環型社会の形成を目指し、「常滑市ごみ減量化推進計画2017」を策定して、4Rの推進による循環型社会の形成を進めてきました。4Rの考え方が市民に広がりつつあるため、これを維持し、更なる拡大を図ります。

#### 基本方針2：環境にやさしい適正処理の継続

ごみの減量に取り組むことが第一ですが、その上でどうしても処理する必要があるものは、資源化可能なものは資源化し、それ以外のものは、環境への影響を最小限に抑えた、適正な処理を実施します。

#### 【\*4R(よんあーる)とは】

次の4つの行動について英語表記の頭文字となる4つのRを取って「4R」と呼び、循環型社会を形成するために実施する行動を示します。

4Rには優先順位があり、①～④の優先順に実行します。

- ①「断る」：ごみになる包装などを「断る」ことで家庭に持ち込まない (Refuse)
- ②「減らす」：必要な分だけ買うなどごみになるものを「減らす」 (Reduce)
- ③「繰り返し使う」：不要になったものを修理する等「繰り返し使う」 (Reuse)
- ④「資源として再利用する」：分別して「資源として再利用する」 (Recycle)

### 第3節 ごみ処理の目標

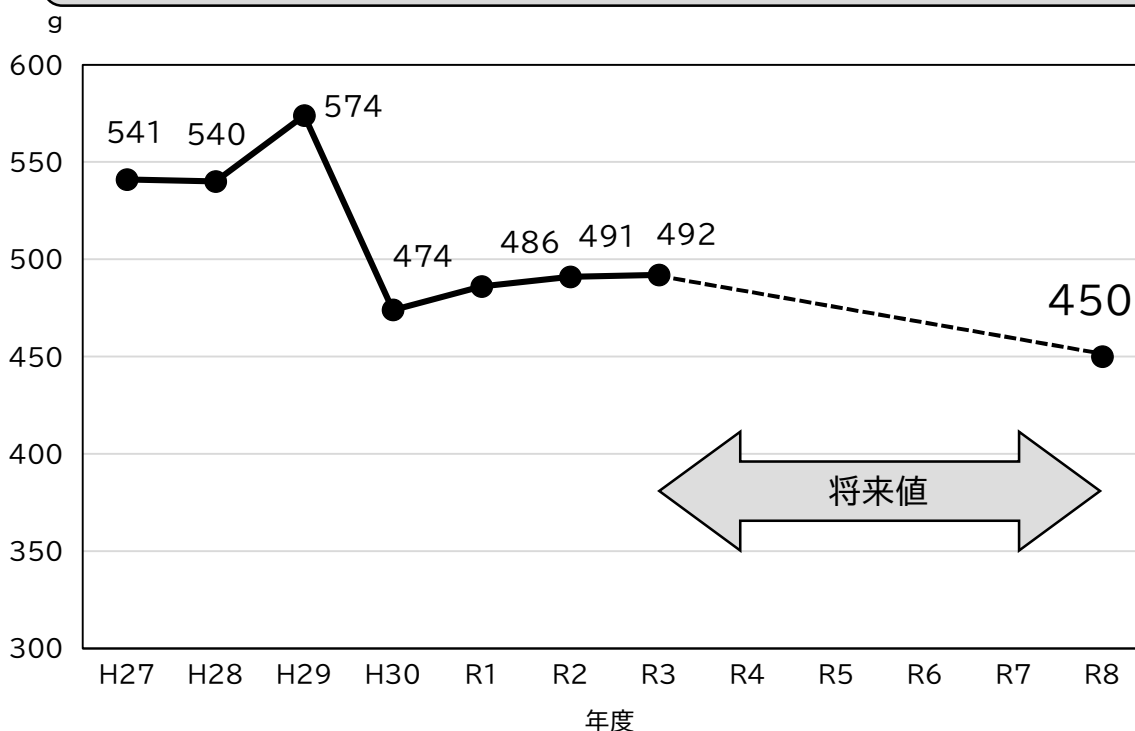
『次代につなぐ ごみ減量先進都市』の基本理念の下、ごみ処理を進める上で達成すべき目標を以下のとおり定めます。本計画の最終年度となる2026(令和8)年度までの目標値を設定します。

#### 3-1 家庭系ごみの減量目標

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)は、本計画の当初の目標(2021(令和3)年度までに500g)に対し、2021(令和3)年度には492gと達成しましたが、新型コロナの影響により2018(平成30)年度の474gから微増しています。

また、家庭系ごみの中には、まだ食べられる食品(食品ロス)やプラスチック製容器包装、その他紙類などの資源物がまだ多く含まれています。それらを削減することによりごみ量を減少し、2026(令和8)年度までに450gを目指します。

2026(令和8)年度までに450g(資源物を除く)を目指します



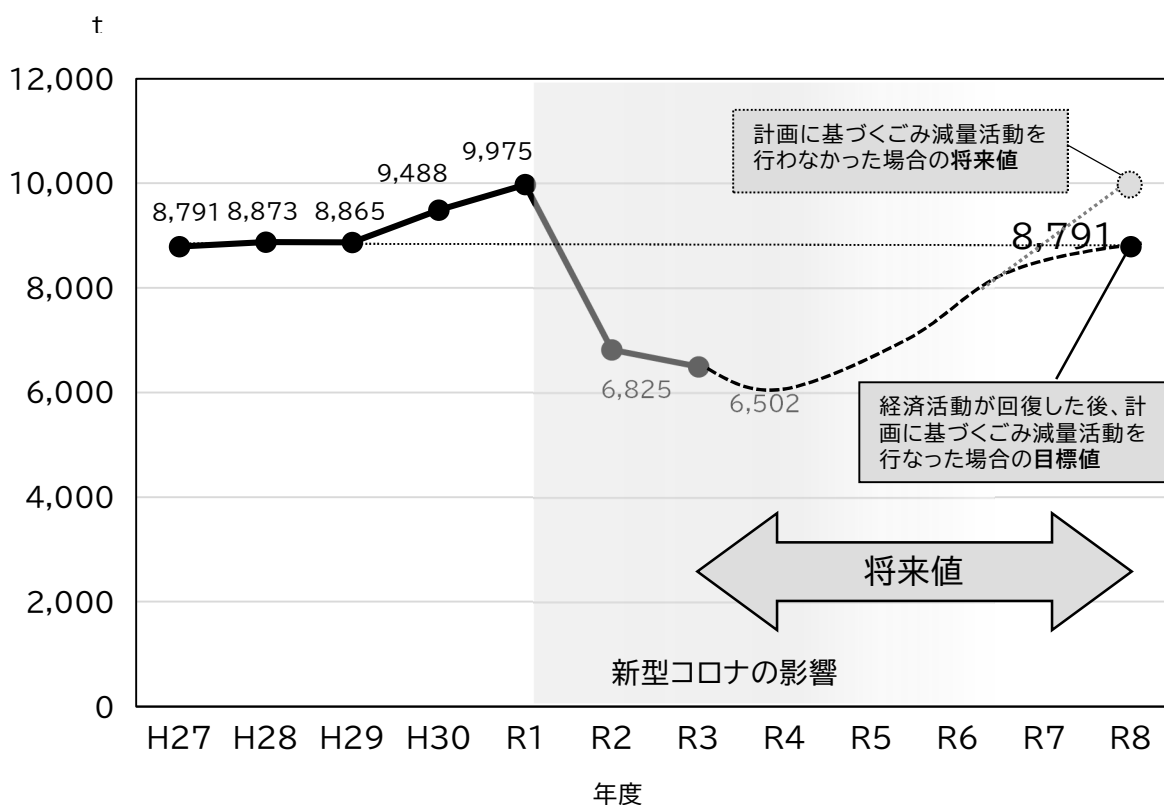
### 3-2 事業系ごみの減量目標

事業系ごみ排出量は、本計画の当初の目標(2021(令和3)年度までに年間8,791t以下)に対し、2021(令和3)年度には6,502tと下回りしました。

このごみ量の減少は各事業所のごみ減量化・資源化によるもののほか新型コロナの影響による、事業活動の停滞によるものが大きく、新型コロナの状況により、再度事業活動が回復した場合、ごみ量はまた元に戻る事が想定されます。

そのため、目標値は現行の計画策定時の目標値である2015(平成27)年度実績値8,791tを踏襲し、今後、事業活動が回復した後も目標値を維持します。

**2026(令和8)年度まで8,791t(2015(平成27)年度実績)を維持します。**



## 第4章 基本理念の実現に向けた基本施策

第4章では、前章の基本理念の下、ごみ処理の課題解決に向けた取り組むべき行政の方策について定めます。

### 第1節 施策の体系とごみ処理施策

基本方針に基づいて施策の体系を以下のとおりとします。基本方針の4Rの推進の重点施策に『分別の徹底と食品ロスの削減』を追加し、次の世代により良い環境を残すため、ごみを排出させない取組を実施します。

#### 1-1 施策の内容

##### 【基本方針1】4Rの推進

#### 重点施策1 市民の4Rの推進

市民による「4R」を継続して推進します。再利用推進のための分別の徹底、再使用の意識付けの拡大が必要です。ごみ減量に関する「断る (Refuse)」や「減らす (Reduce)」とあわせて情報提供、啓発も強化します。

##### 1) 4R啓発活動の推進

4Rを中心として、ごみの発生・排出抑制、分別の徹底に向けた情報提供の継続、啓発の強化を推進します。

現在の市の取組を知らない人も未だに多いため、市民に伝えるための啓発活動を強化します。

##### 2) 環境教育の推進

学校の授業などでの環境学習を継続しています。更なる意識の向上を図るためにも、環境教育の拡大・充実が必要です。

また、子供だけでなく、大人に対する学習機会の創設を検討します。

##### 3) 地域・家庭での活動支援

ごみ問題は市民一人ひとりが意識をもって自発的に取り組むことが重要となります。今後も自発的な活動を推進し、市民による分別や自主的なリサイクル活動の促進と支援を図ります。特にごみの中で重量が大きい生ごみについては、家庭での生ごみ処理を推進します。

## 重点施策2 事業者の4Rの推進

事業系ごみにおいても「4R」を推進し、ごみに対する意識の高揚を図っていきます。

### 1) 事業者の社内的取組の支援

事業者に対しては自己責任の原則の下、各事業所での取組推進を求めています。新型コロナの状況により事業活動が活性化された場合でもごみ量を維持し、また、紙ごみのリサイクル率を向上させるため、事業者との情報交換に努め、情報提供や指導啓発により、実態の把握と事業者の行う自主的なごみ減量、資源化の取組を支援します。

### 2) 事業者の社外的取組みの支援

事業者自らが行う資源回収等の取組支援を行います。

## 重点施策3 分別の徹底と食品ロスの削減

次の世代により良い環境を残すため、ごみの排出をさらに抑制するよう、資源物の分別を徹底し、また、食品ロスの削減に取り組めます。

### 1) 資源物の分別の徹底

家庭から排出されるもえるごみの中には、多くの資源物が含まれており、その中でもプラスチック製容器包装と紙類の割合が多いため、削減に向け資源物の分別を徹底するよう啓発活動を強化します。

### 2) 食品ロスの削減

家庭から排出されるもえるごみの中には、約10%の食品ロスが含まれています。食品ロス削減に向け、市民・事業者・市と一体となって取組を行ないます。

## 【基本方針2】環境にやさしい適正処理の継続

## 重点施策4 適切なおみ処理体制の継続

環境への配慮が徹底されたごみ処理体制を充実させるための取組を進めます。

### 1) 分別収集体制の構築

収集運搬体制の維持と改善の中で資源物の分別回収のあり方についても継続的に検討し、ごみの種類や状態等に応じた適切で効率的な分別収集・運搬体制の構築を図ります。また、高齢化による影響に配慮した取組を検討します。

	<p><b>2) 中間処理・最終処分体制の構築</b></p> <p>2022(令和4)年度からクリーンセンター常武から、2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)で運営する知多南部広域環境センター(ゆめくりん)に移行し、ごみの適正処理を継続して推進していきます。</p>
	<p><b>3) 新たな資源化等の検討</b></p> <p>刈草・剪定枝、食用油等リサイクルに向けて新たに取り組んでいます。今後も新たな処理技術について検討し、必要に応じて資源化を進めます。</p>
<p><b>重点施策5 指導・監視体制の充実</b></p> <p>不法投棄等の不適正な行為を未然に防止するため、監視体制の充実や適切な指導を実施します。</p>	
	<p><b>1) 不適切排出への監視・指導</b></p> <p>不適切な処理及びルール違反の排出等に対して指導を実施します。</p>
	<p><b>2) 不法投棄対策</b></p> <p>不法投棄に対する監視、指導を継続します。必要に応じて特に問題となっている地域、事項を明らかにし、個別に対応します。</p>

## 1-2 具体的な取組

本計画とあわせて、後期行動計画として「常滑市ごみ減量化推進計画 2023」を策定し、2026(令和8年)度までに実施する市民及び事業者向けの具体的な減量施策は、同計画によるものとします。



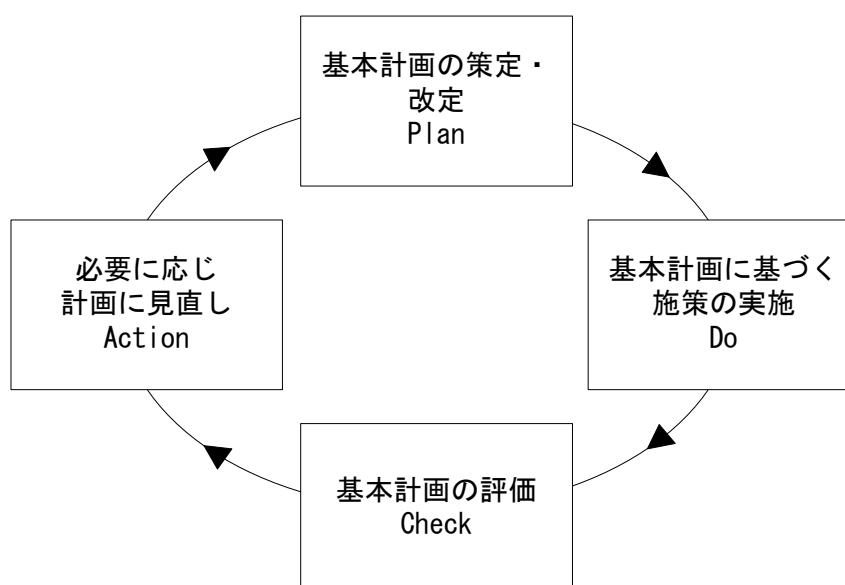
## 第5章 進行管理

### 第1節 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民・事業者・行政の三者が共有し、それぞれが自らの役割と責任をしっかりと意識した上で、取り組むことにより、目標の達成を目指します。

毎月及び毎年度ごみ処理の状況について公表するとともに、それぞれの目標や具体的施策の進捗状況を随時把握し、評価します。本計画の進行管理においては、以下に示す Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行っていくものとしします。

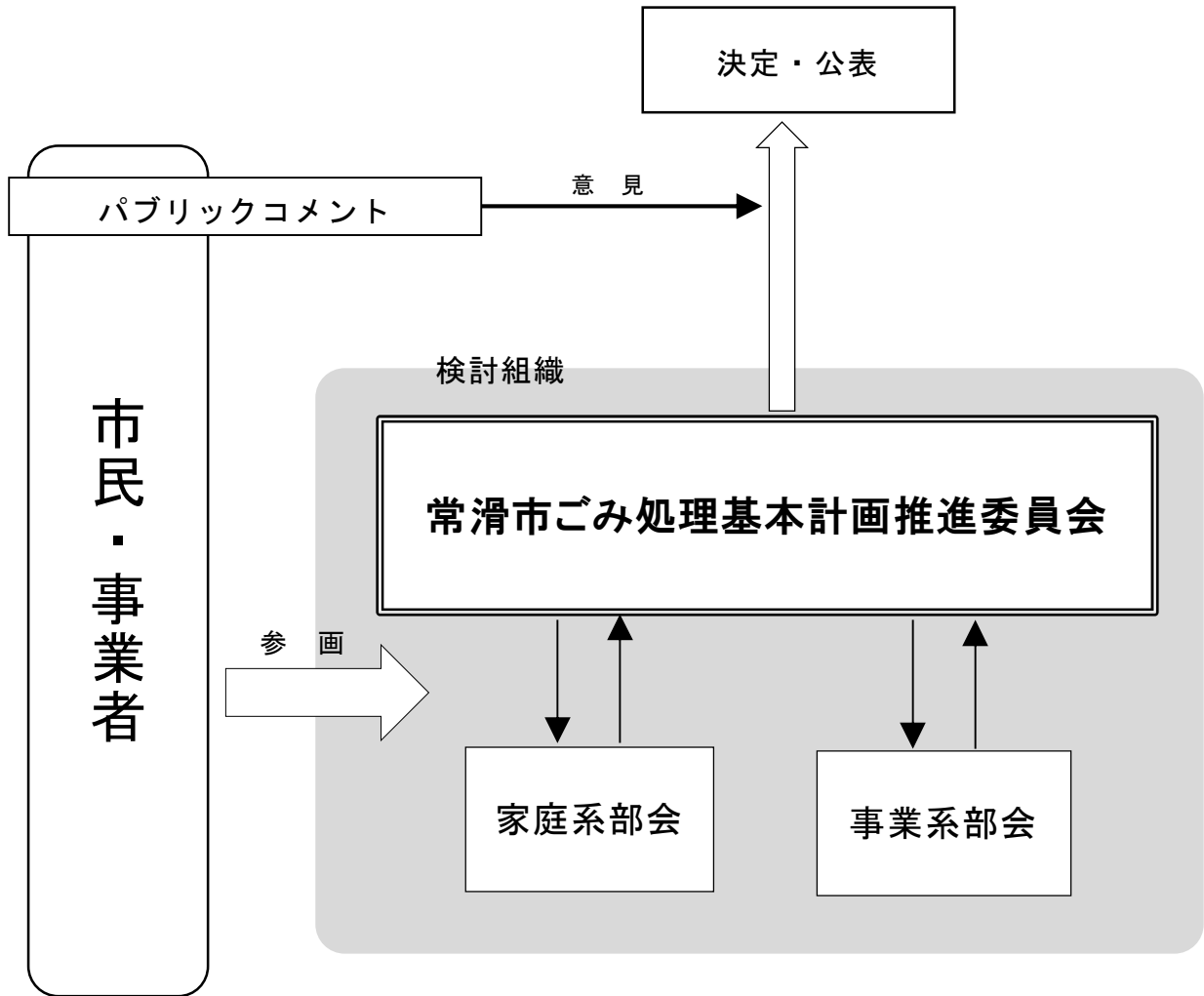
定期的な点検を行いながら、2026(令和8)年度の最終目標年度においては、計画全体の評価と次期常滑市ごみ処理基本計画の策定を行います。なお、市民の生活環境や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画期間内でも随時見直しを行います。





# 資料編

# 常滑市ごみ処理基本計画の見直し策定体制



## 常滑市ごみ処理基本計画推進委員会設置要領

### (目的)

第1条 常滑市ごみ処理基本計画の策定から5年経過したため、進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行い、また、次期常滑市ごみ減量化推進計画を策定するため委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。委員会は家庭系部会と事業系部会で構成する。

- (1)事業者
- (2)商工会議所
- (3)収集運搬業者
- (4)中間処理業者
- (5)各種団体

### (委員長の選任)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は常滑市市民生活部長とする。

### (部会長の選任)

第4条 家庭系部会及び事業系部会に部会長を置く。

2 部会長は常滑市生活環境課長とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

3 委員長が認めるときは、委員以外の者が委員会の傍聴を行うことができるが、委員会で意見を述べることはできない。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

5 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求めることができる。

6 部会長が認めるときは、部会委員以外の者が部会の傍聴を行うことができるが、部会で意見を述べることはできない。

### (庶務)

第7条 委員会及び部会に関する庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会及び部会に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 常滑市ごみ処理基本計画推進委員会名簿

(敬称略・順不同)

	役員名	所 属	部会
	委員長	常滑市市民生活部長	-
1	委 員	イオンリテール株式会社	事業系
2	//	イオンモール株式会社	//
3	//	株式会社 LIXIL WATER TECHNOLOGY COMPANY	//
4	//	中部国際空港株式会社	//
5	//	コストコホールセールジャパン株式会社	//
6	//	常滑市商工会議所	//
7	//	常滑市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター事務局	家庭系
8	//	常滑市社会福祉協議会 とこなめ北部高齢者相談センター	//
9	//	公益社団法人 常滑市シルバー人材センター	//
10	//	530とこなめ	//
11	//	エコにこクラブ	//
12	//	常滑市立常滑幼稚園保護者の会	//
13	//	常滑市立常滑東小学校 PTA 母親代表	//
14	//	とこなめ子育て支援協議会 会長	//
15	//	愛知県地域環境保全委員	//
16	//	有限会社常滑塵芥清掃社	事業系 家庭系
17	//	株式会社テクア	//
18	//	有限会社藁重紙プレスセンター	//

## 審議過程

開催日	会議名
2021(令和3)年6月23日	第1回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会
2021(令和3)年8月5日	第1回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【家庭系部会】
2021(令和3)年9月30日	第2回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【家庭系部会】
2021(令和3)年10月14日	第1回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【事業系部会】
2022(令和4)年2月2日	第3回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【家庭系部会】
2022(令和4)年4月25日	第2回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会
2022(令和4)年6月21日	第4回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【家庭系部会】
2022(令和4)年8月24日	第2回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【事業系部会】
2022(令和4)年9月20日	第5回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【家庭系部会】
2022(令和4)年10月20日	第3回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会【事業系部会】
2022(令和4)年11月28日	第3回常滑市ごみ処理基本計画推進委員会

2023(令和5)年3月

発行 常滑市

事務局:常滑市市民生活部生活環境課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

電話:0569-35-5111 FAX:0569-35-3939

E-mail:[seikatsu@city.tokoname.lg.jp](mailto:seikatsu@city.tokoname.lg.jp)